



茨城県

令和5年度 国の施策及び予算に関する提案・要望

令和4年6月

茨城県

提 案 ・ 要 望 書

茨城県政の推進につきましては、日頃から格別のご指導、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

時代は今、待ったなしで進行する人口減少・超高齢化をはじめ、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大や影響の長期化、気候変動問題やデジタル技術の劇的な進歩、さらには、ロシアによるウクライナへの侵攻など激動する国際情勢を受けて、これまでとは全く状況が異なる、予測困難な「非連続の時代」を迎えております。

このような困難な時代を乗り越え、本県を更に大きく発展させるためには、10年後、20年後の茨城を見据え、いかに自分たちを差別化できるかが重要であると考えています。

こうした中、本県では、今年3月に、第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～を策定し、変化や失敗を恐れず、新しいことに積極果敢に挑戦することで、「新しい茨城」づくりに向け、「豊かさ」「安心安全」「人財育成」「夢・希望」の4つのチャレンジを常に進化・加速させていくこととしています。

社会の様々な変化を的確に捉えながら、県民の皆様と力を合わせ、新しい発想で、諦めず挑戦を続けることで、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて全力で取り組んでまいり所存でございます。

つきましては、本県県政の推進に必要な政策・制度の創設など、国の施策及び予算に関する提案・要望を以下のとおりとりまとめましたので、令和5年度の予算編成あるいは今後の施策展開において、実現のために特段のご高配をお願い申し上げます。

令和4年6月

茨城県知事 大井川 和彦

目次

I 新しい豊かさへのチャレンジ

1	雇用対策の推進について	1
2	最低賃金の引上げについて	3
3	企業の立地ニーズ応じた新たな産業用地の開発の促進 及び立地企業に対する税制支援の延長について	4
4	大強度陽子加速器施設「J-PARC」の整備推進等について	5
5	宇宙関連ベンチャー等が活動しやすい環境づくりについて	7
6	電源地域の振興について	9
7	新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進について	10
8	外国人による遊漁のひき縄釣り（トローリング）について	12
9	DMO構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた支援の充実について	13
10	霞ヶ浦・北浦、涸沼に係る総合的な環境保全対策の充実強化について	14
11	地球温暖化対策の充実と地域社会と共生した 再生可能エネルギーの導入促進について	16
12	次世代自動車の普及促進に向けた急速充電インフラ整備の推進について	18
13	鹿島臨海工業地帯の強靱化及び競争力強化 並びに臨海部におけるカーボンニュートラルの推進について	19
14	カーボンニュートラル社会の実現に向けた支援について	21

II 新しい安心安全へのチャレンジ

1	医師等医療従事者の確保について	22
2	医療保険制度の見直しについて	25
3	介護保険制度の見直し等について	26
4	地域公共交通維持確保に向けた取組について	27
5	豚熱の防疫対策について	29
6	高病原性鳥インフルエンザ防疫措置に係る枠組み強化について	30
7	水資源開発事業の推進について	31
8	神栖市におけるヒ素汚染対策について	32
9	安全・安心を実感できる「いばらき」の確立について	34
10	性犯罪・性暴力被害者支援の充実について	36
11	災害に強い体制づくりについて	37
12	激甚化・頻発化する洪水への防災・減災対策の加速化について	39
13	産業廃棄物の不適正処分への対応に向けた法整備について	41
14	土砂等の不適正処分への対応に向けた法制度の拡充について	43
15	原子力災害対策について	45
16	A L P S 処理水の海洋放出に対する関係者の理解醸成と 放出に対する万全な対策の実施について	50

Ⅲ 新しい人財育成へのチャレンジ

- 1 未来を担うたくましい人づくりについて…………… 51
- 2 小・中学校及び義務教育学校の適正配置等について…………… 55
- 3 少子化対策の充実について…………… 57
- 4 地方における外国人材の活躍促進について…………… 60

Ⅳ 新しい夢・希望へのチャレンジ

- 1 日本の成長を支える国際政策の取組について…………… 62
- 2 知的対流拠点としての「世界のつくば」にふさわしいまちづくりについて… 65
- 3 広域道路ネットワークの強化・充実等について…………… 67
- 4 地方への人の流れを加速する都市鉄道ネットワークの強化について…………… 69
- 5 気象庁地磁気観測所の移転について…………… 71
- 6 「地方創生回廊」の東日本大震災被災地域への拡大と、
被災地復興に向けた高速鉄道の整備について…………… 72
- 7 我が国の国際競争力を牽引する港湾の整備について…………… 73
- 8 茨城空港について…………… 75

Ⅴ 地方創生及び地方分権改革の推進

- 1 地方創生の推進について…………… 76
- 2 地方分権改革の推進について…………… 79

雇用対策の推進について

＜提案・要望先＞ 厚生労働省、経済産業省、内閣府

＜提案・要望の内容＞

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、感染症により大きな影響を受ける労働者・企業等を迅速かつ強力に支援するとともに、ポストコロナ時代を見据え、感染症収束後の経済を確かな回復軌道に乗せていくためには、雇用をしっかりと確保していくことが極めて重要であります。

また、少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、企業における人材確保が困難となる中、年齢、性別、国籍や障がいの有無などに関わらず、多様な人材が活躍できる職場環境づくりを進めるとともに、企業の生産性を向上させるため、働き方改革を実現させる取組が求められております。

さらに、感染症の影響により厳しい経営環境にあっても、中長期的な視点から人材確保に努めている企業を支えるため、これらの企業に対するきめ細かな支援が必要であります。

以上の状況を踏まえ、地方における雇用対策の推進に向けて、下記事項を実施するよう要望します。

記

1 雇用調整助成金等の特例措置については、新型コロナウイルス感染症の長期化の及ぼす影響により、雇用情勢は厳しい状況にあることから、安定的な財源確保を確実にを行い、緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置の適用の有無に関わらず、全国一律に地域特例と同等の内容とするとともに、特例措置期間を延長すること。

また、今後、雇用調整助成金等の特例措置の内容や期間を見直す際は、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うこと。

さらに、小学校の臨時休業や子どもの感染等の際に、保護者が安心して休暇を取得できるよう、小学校休業等対応助成金・支援金については、助成内容の維持と期間延長を行い、制度の更なる周知や相談体制の充実、個人申請の手続きの簡素化、給付の迅速化を図るとともに、事業者に対し、助成金の活用を強力に働きかけること。

2 女性が自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮しながら、安心して、充実した職業生活と家庭生活を送ることができるよう、国のリーダーシップ

のもと就業環境の整備や継続雇用・再就職支援、育成・登用、健康支援等女性の活躍につながる施策の充実を図ること。

3 企業の規模に関わらず障害者雇用が促進されるよう、障害者雇用の意義についての啓発や障害者の就労・職場定着を支援する体制の強化に加え、障害者雇用納付金制度や障害者雇用に関する助成制度等の更なる拡充等により、障害者の就労促進策の充実・強化を図ること。

4 働きやすい環境を整備することは、地方における質の高い労働力の確保にもつながるものであることから、多様で柔軟な働き方の実現に向けた長時間労働の是正、短時間勤務・テレワーク・副業・兼業等の導入、ワーク・ライフ・バランスを促進するための社内環境の整備や制度導入に対する支援など、働き方改革と、その前提となる経営基盤強化に向けて、企業が取り組みやすい環境を整備すること。

5 都道府県が実施している技能検定制度については、ものづくり分野に従事する若者の確保・育成のため、若年者に対する技能検定手数料の減免措置を実施しているが、減免措置に係る国の補助対象を縮小することなく、技能の振興や継承に対する施策の充実を図ること。

最低賃金の引上げについて

<提案・要望先> 厚生労働省、経済産業省

<提案・要望の内容>

持続的な経済成長のためには、企業の生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、消費の拡大という好循環を生み出し、企業の収益の拡大をさらなる賃上げや設備投資につなげるよう、労働者の賃金の底上げを図ることが重要であります。

最低賃金の額は、複数の経済指標を踏まえて都道府県ごとに4つのランクに振り分けられており、毎年、ランク毎に示される引上げの目安を参考に、各労働局長によって決定されておりますが、本県が位置付けられているBランクにおいて、本県の経済指標は11府県中5位である一方、最低賃金の額は8位と乖離が生じております。

このため、本県では、茨城労働局長や茨城地方最低賃金審議会の委員に対し、近県と比べ、コロナ禍にあっても景気動向指数や有効求人倍率等が高い一方、雇用人報酬が低い状況にあるなど、データを用いながら、様々な機会を捉えて説明しているところですが、依然として近隣県との格差が是正されておられません。この格差の是正は、人材確保の観点からも早期に解決すべき大きな課題であると認識しております。

以上の状況を踏まえ、地方における最低賃金の引上げに向けて、下記事項を実施するよう要望します。

記

1 複数の経済指標により都道府県を4つのランクに区分しているランク分け制度については、概ね5年毎に見直しが行われているが、見直しにあたっては、経済実態を正しく反映させられる指標を選定するとともに、見直し期間の短縮を図ること。

また、中央最低賃金審議会が地域別最低賃金額改定の目安を提示する際には、一定の幅を持たせて目安額を表示する方式（ゾーン方式）を導入するなど、地方最低賃金審議会において、より自主的に地域の経済実態を踏まえて決定できる仕組みとすること。

2 最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業・小規模事業所への支援を強化すること。

企業の立地ニーズに応じた新たな産業用地の開発の促進及び 立地企業に対する税制支援の延長について

＜提案・要望先＞ 経済産業省

＜提案・要望の内容＞

本県では、圏央道の県内区間の全線開通などにより、圏央道周辺を中心に企業立地が進み、企業へ紹介できる産業用地が急速に減少している状況にあります。

令和4年度から順次、圏央道の4車線化が進むなか、今後、県内の産業用地の供給が著しくひっ迫することが見込まれております。

このような企業の旺盛な立地ニーズに応じた新たな産業用地の開発の促進を図ること、また、企業の投資を促すため、継続的な税制支援措置が必要なことから、下記事項を実施するよう要望します。

記

- 1 地域未来投資促進法第18条における農地転用等の特例措置において、具体的な立地企業が確定していなくとも、一定面積の企業の引き合い等があれば、一定の規模について、農地転用の特例措置が適用できるよう、適用範囲の拡大を講じること。
- 2 地域未来投資促進法第18条における市街化調整区域の開発許可等の特例措置において、対象施設が限定されているため、既存工場の拡大等の事例においては、開発許可等の特例措置が適用できるよう、適用範囲の拡大を講じること。
- 3 地域未来投資促進税制は、地域の特性を生かし、高い付加価値を創出する企業の投資を促し、ひいては地域経済の活性化や地域雇用の増加に資する重要な制度であることから、令和5年度以降も切れ目なく適用されるよう延長措置を講じること。

大強度陽子加速器施設「J-PARC」の整備推進等について

＜提案・要望先＞文部科学省、財務省、日本原子力研究開発機構、原子力規制庁

＜提案・要望の内容＞

本県は、つくば・東海の最先端科学技術や、我が国を代表するものづくり産業等の集積を活かして、イノベーションを絶えず生み出し、21世紀の日本の科学技術及び産業をリードする活力あふれた県づくりを進めております。

とりわけ、東海・大洗・那珂地区におきましては、世界最高性能の大強度陽子加速器施設（J-PARC）をはじめ、日本原子力研究開発機構、量子科学技術研究開発機構、大学等の原子力関連施設が集積し、新産業の創出を目指した物質・生命科学の研究や、環境に優しい次世代エネルギーの開発研究、高レベル放射性廃棄物の管理期間の短縮につながる研究など、世界をリードする多様な研究開発が進められており、我が国の原子力研究開発の中心的役割を担っております。

つきましては、こうした研究成果を最大限に活かし、新事業・新産業の創出やエネルギー・環境問題の解決を図るとともに、次世代の研究開発を担う人材の育成、さらには国内外の専門人材が集まる研究・教育拠点の形成など本県の発展に結び付けるため、下記事項について特段のご配慮を願います。

記

- 1 J-PARCにおける最先端の研究を継続させるため、安定的な運転を行うとともに、施設の安全が不断に確保されるよう、高エネルギー加速器研究機構及び日本原子力研究開発機構に対し、適切に指導・監督を行うこと。
- 2 J-PARCが有する世界最高水準の性能を十分に発揮し、研究開発を促進するため、J-PARCの運転維持及び高度化等に係る予算を確実に確保すること。
また、J-PARCで計画されている核変換の研究は、高レベル放射性廃棄物の管理期間の大幅な短縮が期待される、本県にとって大変意義のある技術開発であることから、所要の財源措置を行い、早期に実験施設の整備に着手すること。
- 3 陽子ビームの強度を上げることにより、短時間で多くの実験が可能となり、産業界の研究促進が見込まれることから、J-PARCの所期性能である1 MW運転の早期実現を図ること。

また、産業界の更なる利用促進のため、J-PARCのビーム利用料金の低廉化を図るとともに、研究開発を支援する体制の充実を図ること。

- 4 中性子線などの量子線科学分野において指導的役割を担う人材の育成を通じて、J-PARCを活用した革新的な研究成果の創出を加速するため、茨城大学大学院理工学研究科量子線科学専攻及びその活動拠点としてのフロンティア応用原子科学研究センターの組織整備等に必要な予算を確保し、教育・研究機能の充実を図ること。
- 5 最先端の核融合研究を推進し、世界的研究拠点の形成につなげるため、量子科学技術研究開発機構那珂研究所におけるITER計画を補完・支援する試験装置JT-60SAの実験運転及び研究開発を日欧共同で行なえるよう、引き続き予算を確実に確保すること。また、国内外の大学・研究機関や産業界との連携強化を進め、国際核融合研究拠点としての研究基盤・支援環境の充実を図ること。
- 6 日本原子力研究開発機構大洗研究所における高温ガス炉（HTTR）については、優れた安全性を有するとともに、その高温熱を利用した発電に加えCO₂フリー水素の製造が期待されていることから、グリーン成長戦略に貢献し、水素社会の実現に向けた取組を加速させるため、必要な予算を確保するなどその試験研究の推進を図ること。

宇宙関連ベンチャー等が活動しやすい環境づくりについて

＜提案・要望先＞ 内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、
(国研) 宇宙航空研究開発機構

＜提案・要望の内容＞

宇宙活動が従来の官主導から官民共創の時代を迎えている中、令和2年6月に行われた宇宙基本計画の改訂においては、宇宙安全保障の確保や災害対策、民間事業者の参画等により、自立した宇宙利用大国を目指す方針が示されています。

他方、令和元年10月に参画が決定された、月での持続的な活動を目指す国際宇宙探査（アルテミス計画）に関しても、民間事業者や大学・研究機関の積極的な参加を得るための方策を検討することとされており、民間事業者が主体となって宇宙活動に取り組む環境がさらに整いつつあります。

平成30年に宇宙ビジネス創出自治体に選定された茨城県においても、「いばらき宇宙ビジネス創造プロジェクト」において、宇宙関連ベンチャー等の創出・誘致と県内企業の参入促進に取り組んでまいりましたが、特にシード期のベンチャーにおける宇宙ビジネスの事業化に当たっては、技術開発支援や実証機会の拡大に加え、宇宙専門人材・投資家とのネットワーク構築が求められています。

加えて、民間事業者の宇宙ビジネスへの参入促進のためには、宇宙航空研究開発機構（JAXA）等の国プロジェクトにおける民間からの調達拡大や、共同研究などによる研究開発の推進が重要であるほか、サブオービタルロケットの開発や有人宇宙旅行等といった新たな宇宙ビジネスに挑戦する宇宙関連ベンチャーの増加に伴い、将来のビジネス展開に資する制度環境整備の加速化への期待も一層高まっております。

については、下記事項について特段の御配慮を願います。

記

- 1 宇宙関連ベンチャー等の事業化を促進するため、技術開発支援、実証機会の拡大及び宇宙専門人材・投資家との連携などを積極的に行うこと。
- 2 宇宙航空研究開発機構（JAXA）の拠点が本県に所在する優位性を活かし、県内企業の宇宙ビジネス参入を促進するため、国等のプロジェクトにおける民間からの調達拡大や、県内企業等の研究者・技術者との共同研究を一層推進すること。

- 3 今後成長が期待される新たな宇宙ビジネスに向けた取組を行う民間事業者の技術開発に資するよう、必要な制度環境整備についての検討を積極的に推進すること。

電源地域の振興について

＜提案・要望先＞ 文部科学省、経済産業省

＜提案・要望の内容＞

電源三法交付金については、電源地域における県民生活の安定、地域活力の回復及び地域振興などで重要な役割を果たしているところですが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえ、下記事項について特段の御配慮を願います。

記

- 1 電源三法交付金の交付対象施設について、全ての核燃料物質加工施設、原子力発電関連研究施設等を加えること。特に、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所に立地する2施設（HTTR、OWTF）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構量子エネルギー部門那珂研究所に立地する1施設（JT-60SA）の計3施設を交付対象施設とすること。
交付対象地域について、原子力規制委員会が示した原子力災害対策指針を踏まえ、見直しを行うこと。
また、交付金の適用期間について、発電所の運転終了で終わることなく完全撤去まで延長すること。
- 2 電源立地地域対策交付金のうち電力移出県等交付金相当部分の算定について、平成23年度交付分から火力発電施設の算定係数引下げなどの見直しがなされたところであるが、原子力発電施設の運転停止に伴い、電力供給において重要性を増している火力発電施設に係る算定係数の引上げを図ること。
- 3 電源立地地域対策交付金のうち、発電実績に応じて交付される電力移出県等交付金相当部分や原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分の算定において、原子力発電所の安全確保のための運転停止期間については、引下げ前の水準である発電量の81%を算入できる「みなし規定」を適用すること。
- 4 電源立地地域対策交付金のうち水力発電施設周辺地域交付金相当部分について、水力発電施設周辺自治体の持続的な発展と振興のために、交付期間の恒久化を図るとともに、最低保証額の引上げ等の交付水準の改善を図ること。

新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進について

＜提案・要望先＞ 農林水産省

＜提案・要望の内容＞

農山漁村は、国民に食料を安定的に供給するとともに、美しく豊かな自然や国土を守り、日本の伝統文化を育むなど、多面的機能を発揮しているところではありますが、一方で、農林漁業従事者の高齢化、耕作放棄地の増大などの問題が深刻化しています。

こうした中、国は平成 25 年 12 月に、農林水産業を産業として強くしていく政策と、国土保全といった多面的機能を発揮するための政策を車の両輪とした「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定し、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることを目指し政策を展開するとしており、このプランで示された基本方向を踏まえ、令和 2 年 3 月に「食料・農業・農村基本計画」が見直され閣議決定されました。

若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を実現するためにも食料・農業・農村基本計画に関する施策を着実に推進することが重要であります。

つきましては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

1 担い手への農地の集積・集約化を一層進めるため、農地中間管理事業については、機構集積協力金の堅持など現行制度を安定的に継続するとともに、地方に新たな財政負担が生じることのないよう、十分な予算措置を講ずること。

2 経営所得安定対策については、施策の検証を十分行うとともに、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるようにすること。特に飼料用米等の戦略作物に係わる対策については、戦略作物等への転換を行った地域において定着が図られるよう、安定的・継続的な制度とすること。

また、需要に応じた米生産については、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、行政・生産者団体・現場が一体となって、需要に応じた米生産に取り組むこととしているが、これを実効性のあるものとするため、全国的な需給バランスの確保について、国において引き続き配慮すること。

さらに、今後の米価下落においても米の再生産が可能となるような制度を

構築すること。併せて、米の需給改善のため、米の消費拡大について効果的な対策を講ずること。

- 3 農業農村整備事業については、食料の安定供給と農業の持続的発展のため欠かすことのできない事業であり、計画的に事業を推進していくため、令和5年度の事業実施に必要な予算を確保すること。

外国人による遊漁のひき縄釣り（トローリング）について

<提案・要望先> 農林水産省

<提案・要望の内容>

本県を代表する観光地のひたちなか・大洗地域につきましては、平成 31 年 3 月に「ひたちなか大洗リゾート構想」を策定し、おしゃれで洗練されたリゾートを目指し、地元市町や関係団体等と連携しながら、観光消費額の向上や地域のブランディングなどの取組を進めております。

この地域では、希少なマリンレジャーとして、平成 18 年からカジキ釣り大会が開催されておりますが、我が国領海及び排他的経済水域における外国人のひき縄釣り（トローリング）は法律で認められていないため、本大会に外国人は参加できない状況となっております。

世界のリゾート地で開催されるスポーツフィッシング大会は、富裕層に人気のマリンレジャーとして、参加者の国籍を問わず開催されており、本県においてもカジキ釣り大会への外国人参加を実現し、国際大会化することで、ひたちなか・大洗地域の魅力を国内外に発信するとともに、インバウンドなどの新たな誘客に繋がるものと考えております。

このような中、5月 24 日に開催された水産政策審議会におきましては、外国人による遊漁のひき縄釣り（トローリング）を認めていく方針が示されたことから、本県において外国人が参加できるカジキ釣り国際大会を開催するため、下記事項を実施するよう要望します。

記

- 1 茨城県海面での 8 月のカジキ釣り国際大会の開催に向けて、準備に支障をきたさないように、外国人による遊漁のひき縄釣り（トローリング）が可能となるよう、速やかに関係省令の改正等所要の措置を講じること。

DMO構築による観光地域づくり推進体制の 強化に向けた支援の充実について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、観光庁

＜提案・要望の内容＞

観光先進国の実現に向けて、観光の国際競争力を高め、観光を我が国の基幹産業とするためには、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた観光地域づくり法人（以下、「DMO」という。）の形成が不可欠であります。

DMOが観光地域づくりの舵取り役として活動するためには、地域に根ざして長期にわたり観光地域づくりの中核となる人材の育成・確保や戦略の実施に要する安定的かつ継続的な財源が必要ですが、DMOの母体の多くが観光協会等となっており、それらの経営基盤は脆弱なものが多いため、財源の確保について、公的な支援が必要であります。

DMOの形成と、継続的な発展を促進するため、下記の事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 DMOとしての活動を確立するため、地域の観光産業を支える専門人材及びスタッフ人材の長期的な育成や確保・定着について、財政措置をはじめとする十分な支援を行うこと。
- 2 DMOが策定した戦略に基づき実施する、地域資源の磨き上げや観光客の受入体制の整備等の各種の取組について、各省庁が連携し、財政措置をはじめとする十分な支援を行うこと。

霞ヶ浦・北浦、涸沼に係る総合的な環境保全対策の 充実強化について

＜提案・要望先＞ 環境省、国土交通省

＜提案・要望の内容＞

本県は、霞ヶ浦をはじめとする豊かな湖沼環境を有しており、これまで、水質の浄化や生物多様性の保全など湖沼をとりまく環境問題に取り組んできたところでもあります。

霞ヶ浦については、5年毎に策定する「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」や、平成19年度に制定した「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」に基づき、平成20年度に導入した森林湖沼環境税を活用しながら、生活排水対策や農地、畜産対策を重点的に取り組んでいるところです。

その結果、流域の汚濁負荷量の削減は進んでいるものの、霞ヶ浦の湖内のCODは概ね横ばいで推移しており、依然として同計画に位置付ける長期ビジョンとは隔たりがあります。

このため、流域の負荷削減対策とともに、湖内対策にも一層取り組む必要があります。

一方、関東唯一の汽水湖である涸沼は、スズガモなどの多数のカモ類をはじめ88種以上の鳥類が確認されているほか、魚類ではニホンウナギ、昆虫類ではヒヌマイトトンボなどの絶滅のおそれのある種の生息が確認されており、平成27年5月には、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地として、そこに生息する動植物の保全と、その賢明な利用を促進することを目的とするラムサール条約へ登録されたところです。

つきましては、霞ヶ浦に係る環境を保全し、持続可能な利用を図るとともに、地域と一体となった涸沼の豊かな自然環境の保全と賢明な利用を通じた地域振興を図るため、下記事項について要望いたします。

記

1 湖内対策等の推進について

霞ヶ浦・北浦については、管理者である国において、水質浄化等のため次の措置を講ずること。

- (1) これまで実施してきたしゅんせつや覆砂などの試験結果を踏まえ、効果的かつ持続的な湖内対策に取り組むこと。

特に北浦は、湖内のCOD等が高いことから、新たな汚濁負荷削減対策を速やかに検討し、実施すること。

- (2) 湖内湖浄化施設（ウェットランド）の整備を図るとともに、既存施設のモニタリング調査を実施し、必要に応じ堆積土砂の除去や施設改良を行うこと。また、湖岸植生や砂浜の保全・再生に努めること。
- (3) アオコ発生による環境や水質への悪影響を防止するため、巡回監視による発生状況の確認を行うとともに、アオコの発生が見られた場合は、速やかにフェンスの設置や送水ポンプの運転等による河川への遡上防止及び回収を図ること。

2 水質保全意識の高揚等について

水質保全に関する知識の普及と意識の高揚を図るため、霞ヶ浦水質浄化のための各種対策の実施状況やその効果について、積極的な情報発信を行うこと。

また、県や市町村と連携し、県民や市民団体による水質保全活動を支援すること。

3 高度処理型浄化槽の設置促進について

富栄養化の原因である窒素・リンの除去能力が高い高度処理型浄化槽の設置を一層促進するため、今後も必要な予算を確保すること。

4 瀬沼の保全と賢明な利用、それらを支える交流・学習を推進する拠点施設「瀬沼水鳥・湿地センター」（仮称）について、令和5年度中の開館及びその後の有効活用に向けて、十分な予算を確保すること。

地球温暖化対策の充実と地域社会と共生した 再生可能エネルギーの導入促進について

＜提案・要望先＞ 環境省、経済産業省

＜提案・要望の内容＞

パリ協定の目標達成に向け、令和3年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、「2050年までの脱炭素社会の実現」が法の基本理念として位置付けられるなど、気候変動への緩和と適応の取組をさらに強力に推進することが求められており、このためには、国と地方自治体、事業者等多様な主体の連携を強化することが重要であります。

また、再生可能エネルギーについては、固定価格買い取り制度開始以降、本県では太陽光発電施設が急速に拡大し、全国第1位の導入量となっています。一層の普及促進のためには、適正な導入等とともに、地域の活性化につながる仕組みをつくる必要があります。

つきましては、地球温暖化対策について、より積極的かつ具体的な施策の推進を図るとともに、地域社会と共生した再生可能エネルギーの導入を促進するため、下記事項について要望いたします。

記

- 1 県が実施する温室効果ガスの排出抑制策や気候変動の影響に対する適応策等に対し、技術的・経済的支援を行うこと。
 - (1) 電力の完全自由化に伴い把握できなくなった小売電気事業者ごとの都道府県別電力需要実績をはじめ、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量の算定に必要な情報について、国の主導により開示する仕組みを作ること。
 - (2) 地域地球温暖化防止活動推進センターが行う、地域及び事業者向けの地球温暖化対策に関する普及啓発等の活動に対して、十分かつ継続的な支援を行うこと。
 - (3) 地域気候変動適応センターが行う、地域における気候変動適応に関連する情報の収集・分析・提供等の活動に対して、十分かつ継続的な技術的・経済的支援を行うこと。

2 地域社会と共生した再生可能エネルギーの導入を促進するための仕組み等を構築すること。

(1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）の認定を受けない再生可能エネルギー発電施設について、適正導入に繋がるよう、安全性を担保するための設備の義務付けや、国による設備情報、導入容量の公表等、FIT法と同様の仕組みを構築すること。

(2) 再生可能エネルギーの導入が地域の活性化につながるよう、FIT法に基づく認定を行う際、地域の小売電気事業者が、発電した電気の一部を地域で活用することを認定要件とするほか、自治体への財政的支援に係る仕組み等を創設すること。

次世代自動車の普及促進に向けた 急速充電インフラ整備の推進について

＜提案・要望先＞ 経済産業省

＜提案・要望の内容＞

岸田総理大臣は令和3年10月8日の所信表明演説において、我が国が2050年にカーボンニュートラル実現を目指すことを宣言しました。

この実現のためには、二酸化炭素排出量削減に向けたありとあらゆる対策を講じる必要がありますが、我が国の二酸化炭素排出量全体の約16%を占める自動車からの排出を削減することは、最重要課題の一つです。

排出削減策の一つとして、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）などの次世代自動車の普及を促進することが挙げられますが、一般社団法人次世代自動車振興センターが、EV・PHV非所有者に行ったアンケートでは、非保有の理由として「充電インフラが十分でない」と回答した割合が9割以上となっています。

また、充電インフラの普及促進のためには、地方自治体や民間事業者が連携して公共施設や商業施設等に率先して導入することも重要であり、車載バッテリーの大容量化や充電時間を考慮すると、急速充電インフラの導入が不可欠です。

つきましては、EV・PHV等の次世代自動車の普及促進に向け、急速充電インフラの整備を推進するため、下記事項を実施するよう要望します。

記

電気自動車の急速充電インフラ整備に係る補助制度について、上限額の撤廃や補助率の引き上げなど拡充を図るとともに、必要な予算の確保を図ること。

鹿島臨海工業地帯の強靱化及び競争力強化並びに 臨海部におけるカーボンニュートラルの推進について

＜提案・要望先＞ 経済産業省、厚生労働省、国土交通省

＜提案・要望の内容＞

本県の産業拠点である鹿島臨海工業地帯は、鉄鋼や石油化学などの基礎素材産業が集積し、本県の製造品出荷額等の約2割を占めるほか、地域の雇用の場としても重要な役割を果たしております。また、首都直下型地震の際にエネルギー・食糧・基礎素材供給のバックアップ拠点となり得るなど、わが国の産業基盤・ライフラインの強靱化に資する機能を備えています。

しかしながら、国内需要の低迷や国際競争の激化、米中貿易摩擦等の不況要因はもとより、カーボンニュートラルへの対応も迫られるなど、コンビナートの事業環境は大きな変革期に直面しており、特に鹿島臨海工業地帯においては、日本製鉄が2024年度末を目途に鹿島地区の高炉1基休止の方針を示すなど、事業拠点の再編・集約化が進む中で、生産過程を結合させたコンビナートの機能が失われ、地域経済や雇用へ大きな影響が及ぶおそれもあります。

また、操業開始から50年以上が経過し、生産設備等の老朽化対策が喫緊の課題となっているほか、東日本大震災の際に長期の操業停止を強いられたことを踏まえ、生産設備の更新やパイプラインの耐震化、津波・液状化対策等にも重点的に取り組む必要があります。

加えて、本県は、産業系のCO2排出比率が約6割と全国と比べて高く、そのうち約9割が臨海部の事業場から排出されているという特徴があることから、カーボンニュートラルの実現に向けては、臨海部におけるエネルギー転換等の取組が重要であると考えております。

このような中、本県は、令和2年度に立地企業等と協力して「鹿島臨海工業地帯の競争力強化に向けた将来ビジョン」を取りまとめ、コンビナートの競争力強化に向けた方向性の共有を図るとともに、令和3年度には、カーボンニュートラル社会において高い競争力を持つ骨太な産業の創出を図る「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進プロジェクト」を立ち上げ、官民学の連携基盤となる協議会の設置や民間プロジェクトの創出に向けた立地企業等との意見交換、茨城港・鹿島港カーボンニュートラルポート形成計画の策定、カーボンニュートラル対応に取り組む企業に対する総額270億円に及ぶ支援体制の構築等を行ったところですが、国においても、産業基盤の強靱化と一層の競争力強化を図るため、下記事項を実施するよう要望します。

記

1 コンビナートの強靱化、国際競争力強化、臨海部のカーボンニュートラル推進に向けた支援

(1) 「石油コンビナートの生産性向上及び強靱化推進事業」について、石油精製業者のみならず、石油化学や鉄鋼などコンビナートを構成する各分野の事業者にも支援対象を拡大すること。

また、生産設備の更新やパイプラインの耐震化、津波・液状化対策など、企業が行う強靱化対策への支援を図ること。

(2) スマート保安の更なる推進や水素等新エネルギーの利活用によるエネルギー構造の転換に向けた投資など、企業が行う国際競争力強化やカーボンニュートラルへの早期対応に向けた取組への支援を図ること。

特に、エネルギー構造転換や二酸化炭素回収・貯留の実現に向けた、石油精製・石油化学・製鉄・発電などコンビナートに立地する複数業種の連携による取組に対し、カーボンニュートラルの実現と産業競争力の強化に不可欠な取組として、積極的な支援を図ること。

また、電気料金のさらなる低廉化やグリーン電力の安価かつ安定的な供給に向けた取組を進めること。

2 日本製鉄鹿島地区の高炉縮小方針を踏まえた影響最小化のための措置

日本製鉄鹿島地区の高炉縮小により地域経済や雇用への大きな影響が想定されることから、2基体制の維持に向けた措置や、やむを得ず1基体制となる場合は影響の最小化を図るための措置、カーボンニュートラルに対応するための大型電炉・水素還元製鉄の技術開発や地域の新産業創出に向けた取組への支援等を実施すること。

カーボンニュートラル社会の実現に向けた支援について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、経済産業省、環境省、文部科学省

＜提案・要望の内容＞

岸田総理大臣は、令和3年10月8日の所信表明演説において、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、温暖化対策を成長につなげる、クリーンエネルギー戦略を策定し、強力に推進することを表明しました。

なかでも、燃焼しても二酸化炭素や大気汚染物質を全く排出しないクリーンエネルギーである水素の利活用が、カーボンニュートラルを実現する戦略の鍵になるものであります。

本県においては、茨城港日立港区が水素の原料ともなるLNGの輸入拠点となっておりほかに、火力発電所や、製鉄・石油・化学プラントなど、水素の需要と供給を大量に生み出す可能性を有する事業者も、臨海部に多数存在しております。

また、本県は、太陽光発電はもとより、鹿島臨海部における洋上風力発電事業が計画されているなど、再生可能エネルギーの供給においても高いポテンシャルを有していることに加え、県内に研究施設が集積する強みを活かすことで、水素の製造、輸送、利用の各段階で、カーボンニュートラルの実現に必要な技術開発に貢献できるポテンシャルを有しております。

一方で、水素還元製鉄や水素発電などの脱炭素技術、再生可能エネルギー由来の電気から製造するグリーン水素の大量供給につきましては、実現に当たり技術的なイノベーションが必要と考えております。

県におきましては、水素の利活用に関して、本県が有するポテンシャルの顕在化を図り、港湾を中心とした臨海部における技術開発ニーズに対し、県内の研究機関が有するシーズを最大限に活用し、グリーンイノベーション基金事業等における研究開発プロジェクトの実証フィールドを始め、今後の我が国の経済成長を牽引する水素活用拠点の形成を図ってまいりたいと考えております。

つきましては、下記事項について特段の御配慮を願います。

記

水素等新エネルギーの利活用を中心とした脱炭素技術の開発・実証から実装までの一貫した取組について、臨海部をはじめとする本県のリソース活用を促進する施策を講じること。

医師等医療従事者の確保について

＜提案・要望先＞ 厚生労働省、文部科学省、内閣府

＜提案・要望の内容＞

本県の人口 10 万人当たりの医師数は、全国平均を大きく下回っており、現時点で医師数を全国平均と同程度にするには、さらに約 1,900 人も医師が必要となります。小児科や産婦人科はもとより、内科及び外科等の基本的な診療科においても、全県的に医師が不足するなど、本県の医師不足は極めて深刻であります。

厚生労働省では、2029 年頃には全国で医師の需給が均衡すると推計しているところではありますが、医師の働き方改革や女性医師数の増、医療の高度専門化により医師を取り巻く状況は先行きが不透明な状況であり、また、深刻な医師不足の状況にある地方においては、今般の新型コロナウイルスなどの新たな感染症が発生した場合には、医療現場の崩壊を招きかねないことから、これらのことを踏まえた需給推計の検証や対策が必要です。

医師養成に係る多額の公費負担の現状や医師の公的役割なども踏まえると、国において現在の医師の勤務のあり方の見直しも考慮した更なる抜本的対策を講じる必要があるものと考えております。

さらに、看護師、助産師などの看護職員については、医療と介護の連携を推進するため、令和元年度に公表された看護職員需給推計等を踏まえた人員確保や、在宅医療の要となる訪問看護師をはじめとする看護職員の質の向上に取り組むことが必要であります。

以上のことから、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 働き方改革や女性医師数の増、医療の高度専門化など、今後の医師を取り巻く状況の変化を考慮するとともに、新型コロナウイルスなどの新たな感染症が発生した場合に適切な医療が提供できるよう、地域医療のあり方や医療機関に求められる機能・役割を抜本的に見直した上で、医師需給推計の検証を行っていくこと。
- 2 医師の確保に当たって、単に地域間の医師の奪い合いを招くことのないよう、また、新型コロナウイルスなどの新たな感染症が発生した場合においても地域の医療提供体制を確保できるよう、これまで臨時的に増員された大学医学部における定員を恒久的な措置とするとともに、医学部新設や既設医学部の

大幅な定員増など、医師数全体の底上げを図ること。

また、大学が地域医療の確保・充実に対する責務を果たすため、地域医療を担う医師の養成や医師が不足している医療機関・診療科への医師派遣などに主体的に取り組むよう、国が責任を持って大学への指導や制度改正を講じること。

3 新型コロナウイルスなどの新たな感染症の患者が急増した場合でも適切な医療が提供できるよう、国において、主体的に医師派遣を行うこと。その際、地域の医療提供体制に支障が生じないように、医師少数県に十分配慮すること。

4 地域及び診療科の医師偏在解消に向け、過重な負担がかかる地域の拠点病院の勤務医や、政策的ニーズの高い又は高度な医療技術を必要とする医療分野に係る診療報酬（ドクターフィーの導入など）を含めたインセンティブを設定するなど、国が主体的に検討すること。

また、将来の医療需要を踏まえた診療科ごとの定員や専門医養成定員の設定のほか、保険診療が可能な保険医の定数を定め、診療報酬上配慮するなど、実効的な制度を創設すること。

5 地域枠制度を延長するとともに、都道府県が大学に対して、地域枠の設置や増員を要請するに当たっては、必要数を確実に確保できるよう、国が実効性のある指導や環境整備を行うこと。また、大学から地方公共団体に負担を求めることなく必要な教育を行えるよう、大学に対して国が十分な財政的措置を講じること。

6 専門医制度において、都道府県の同意を得ずに地域枠を離脱した者については、原則、一般社団法人日本専門医機構は、専門医の認定を行わないこと、認定する場合も都道府県の確認を得ることとされ、都道府県及び日本専門医機構の役割について、今後、整理することとされたところである。都道府県が法的な責任を負わされることのないよう、国が、日本専門医機構に対し、地域枠の従事義務の履行を専門医の認定要件として明確に位置付けるよう要請するなど、実効性のある制度となるよう、責任を持って整備すること。

7 外国において医師免許を取得し医師として医業を行っている者が、国内の医師不足地域の医療機関において、日本の医師免許を有する医師と同等に勤務することが可能になるよう、国家戦略特区制度等による規制緩和を行うこと。

- 8 都道府県において、必要な医師確保対策を継続して実施できるよう、地域医療介護総合確保基金による十分な財政的措置を講ずること。その際、地域医療介護総合確保基金が充当可能な範囲については、各都道府県の実情に応じた施策への充当を認めること。
- 9 女性医師が継続して働くことができるよう、保育制度の充実や勤務体制の柔軟化、再就業支援等、就業環境の整備を促進するために必要な措置を早急に講ずること。
- 10 潜在看護職員の再就業支援等により人員確保を図るとともに、看護師特定行為研修参加施設への助成や訪問看護に係る研修など質の向上に関する取組を充実させるため、将来にわたる十分な財源を地域医療介護総合確保基金等を通じて確保すること。
- 11 質の高い看護教員を安定的に確保するためには、看護教員と臨床看護師とが相互に連携しながらキャリアを形成することが重要である。そのため現在は看護団体ごとに策定しているキャリアラダーについて互換性のあるものとなるよう国が中心となり調整を図ること。
また、そのようなキャリアラダーに対応した研修会を実施する団体等に対し、十分な財政的措置を講ずること。

医療保険制度の見直しについて

<提案・要望先> 厚生労働省

<提案・要望の内容>

医療保険制度については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき国民健康保険制度の改革をはじめとした見直しが進められてきたところであるが、住民生活をはじめ、都道府県の財政や組織体制等地方自治に極めて重大な影響を及ぼすものであることから、今後も国においては地方の十分な理解を得た上で医療保険制度の改革等を着実にを行うことについて、下記のとおり要望いたします。

記

国民健康保険制度については、高齢化の進展等に伴い今後も医療費の伸びが見込まれる中、将来にわたり持続可能な制度となるよう、国が責任を持って、保険料負担の平準化や都道府県への財政支援策等を講じ、医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図ること。その際、平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部の決定に基づく財政支援について、今後も国の責任において確実にを行うこと。

また、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の拡充や地方単独事業に係る国庫負担調整措置の廃止等、国保基盤強化協議会において地方が提案している方策の実現を図ること。

後期高齢者医療制度については、しっかりとした将来推計による財政試算のもと、安定的な運営ができる制度とすること。

これらの制度改正に際しては、地方の意見を十分に尊重し、新たな地方の負担が生じることをないようにすること。

介護保険制度の見直し等について

＜提案・要望先＞ 厚生労働省

＜提案・要望の内容＞

介護サービス利用者の増加とともに、介護給付費も増加しており、県や市町村など地方公共団体の財政圧迫をはじめ、様々な制度運用上の課題も生じてきております。また、団塊の世代すべてが後期高齢者となる 2025 年に向け、高齢社会を支える人材や施設不足の解消も喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、介護保険制度をより持続可能なものとするため、地方の意見を聴き、それを適切に反映させるよう下記のとおり要望いたします。

記

- 1 将来にわたる介護保険制度堅持のため、全国レベルでの自立支援・重症化防止施策の構築や、介護サービスの適切な利用の徹底など介護給付費の適正化を強く推し進めるとともに、今後、高齢者数の増加や在宅医療と介護の連携の推進等に伴い、介護給付に係る需要がさらに増大し、給付費の急激な増嵩が見込まれることから、被保険者や地方の負担増につながらないよう十分な財政措置を講ずること。
- 2 介護人材の不足が課題となっている中、地域医療介護総合確保基金（介護分）について、地域の実情に応じて、柔軟に活用できるよう見直しをするとともに、将来にわたり十分な財源を確保すること。
また、次期介護報酬の改定においても、介護職員等のさらなる処遇改善加算を行うこと。
- 3 国が推奨するユニット型の特別養護老人ホームを運営するにあたっては、従来型より多くの介護職員を配置する必要がある実態を踏まえ、ユニット型の介護報酬については、従来型を上回る改定とすること。

地域公共交通維持確保に向けた取組について

<提案・要望先> 国土交通省

<提案・要望の内容>

鉄道・バスなどの公共交通は、地域住民の日常の移動手段として、また、交流人口を支える社会基盤として、大変重要な役割を果たしており、地域住民の生活を守り、地域間交流を促進するため、公共交通の維持確保は、喫緊の課題となっております。

しかしながら、モータリゼーションの進展や少子高齢化・人口減少の進行を背景に公共交通の利用者は減少傾向にあり、地域鉄道や路線バスの廃止が相次いでいるほか、市町村では、高齢者や高校生等の移動手段を確保するため、コミュニティバス等の運行等により財政負担が増加するなど、公共交通の維持確保は、現在、極めて厳しい状況に置かれております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の長期化により、人々の行動に変容が生じ、利用者が公共交通の利用を控える中でも、交通事業者はその社会的な使命を果たすべく事業を継続しておりますが、利用者は激減しており、依然として経営基盤そのものが深刻な打撃を受けている状況が続いております。加えて、今般の資材不足や原材料・原油価格の高騰により、経営環境は厳しさを増し、経営を圧迫し続けております。

つきましては、交通事業者が持続的な事業活動を展開できますよう国の総力をあげて支援を行うとともに、地域住民の多様なニーズに対応した、安全・安心な公共交通の維持・確保を図るため、下記事項について特段の御配慮をお願いします。

記

1 地域の社会インフラであるバス及び鉄道事業者の経営を支援し、地域公共交通の維持確保及び改善を図るため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金等について、以下の2点に留意して必要な予算を確保すること。

(1) バス

地域特性や実情に応じた最適な生活交通を維持・確保することを支援するため、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について、運行実績に応じて十分な補助が行われるよう、必要な予算を確保するとともに、輸送量などの補助要件の緩和を行うこと。

特に、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大及び原油価格の高騰等により、打撃を受けているバス事業者の経営の早期安定を図り、着実にバス路線の維持・確保ができるよう、バス事業者に対する新たな支援制度を創設すること。

(2) 鉄道

鉄道輸送の安全性及び利便性向上を支援するため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業及び訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業について、必要な予算を確保すること。

特に、新型コロナウイルス感染症の長期化及び原油価格の高騰等により、深刻な打撃を受けている地域鉄道事業者の経営の安定と事業継続を図るため、補助率の嵩上げや、新たな支援制度の創設を図ること。

- 2 利用者の利便性向上のため、バス事業者の交通情報のオープンデータ化の推進や交通系ＩＣカード等キャッシュレス決済の導入などが円滑に進むよう、必要な予算を確保すること。

豚熱の防疫対策について

＜提案・要望先＞ 農林水産省

＜提案・要望の内容＞

野生イノシシにおける豚熱感染は 2018 年に岐阜県で確認され、その後、北海道、九州地方を除く全国に拡大しており、豚熱感染予防のため、39 都府県で家畜防疫員及び知事認定獣医師による飼養豚へのワクチン接種が行われております。

しかしながら、国内では飼養豚における豚熱の発生が収束せず、本県においても令和 4 年 4 月に 2 農場で豚熱が発生しました。また、県内で野生イノシシの感染個体が確認されるなど、依然として農場への豚熱ウイルス侵入リスクが高い状況となっております。

このため、母豚からの移行抗体消失の時期に合わせたよりの確なワクチン接種により免疫付与を確実なものとする必要がありますが、同時期に生まれる子豚の数が少ない中小規模農場においては、民間獣医師等による接種では子豚をまとめて接種せざるを得ないことから月 1 回程度の接種となってしまう、きめ細かいワクチン接種は困難となっております。

そこで、ワクチンの厳格管理と使用を県が確認できるようにすることを条件として、民間獣医師の指示に基づく、家畜所有者によるワクチン接種を可能とするよう、下記について要望します。

記

現行の家畜防疫員及び知事認定獣医師による接種に加え、ワクチンの厳格な管理と使用を県が確認できるようにすることを条件として、民間獣医師の指示に基づく家畜所有者によるきめ細かいワクチン接種を可能とするよう制度の改正を行うこと。

高病原性鳥インフルエンザ防疫措置に係る枠組み強化について

＜提案・要望先＞ 農林水産省

＜提案・要望の内容＞

養鶏場が大規模化することに伴い、殺処分等の防疫措置の業務量も増大しており、県職員の動員だけで対応することは困難な状況となっております。

そのため、防疫措置を行う現在の枠組みを見直し、養鶏業団体などの農林水産業関係団体のみならず、幅広い範囲の民間団体から作業員を動員することにより防疫措置に対応できるような仕組みが必要です。

なお、本来、殺処分等の防疫措置の実施は養鶏業者に義務付けされていることから、下記事項について要望します。

記

国は、養鶏業者の団体に対し、団体自らが基金を積み立てて人件費や資材費等防疫措置に必要な財源を確保する仕組みを整備するよう促すこと。

なお、当該仕組みについて、大規模養鶏業者に対し基金への加入を義務付ける内容とすること。

水資源開発事業の推進について

<提案・要望先> 国土交通省

<提案・要望の内容>

水害に強い安全・安心なまちづくり及び水資源の確保による快適で質の高い生活環境づくりを推進するため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 霞ヶ浦導水事業については、霞ヶ浦・桜川（千波湖）の水質浄化、新規都市用水の確保、渇水対策の観点において必要不可欠であるため、徹底したコスト縮減を図るとともに、早期完成に向けて工期短縮に努めること。
なお、霞ヶ浦の水質浄化を促進するため、利根導水路を積極的に運用すること。
- 2 思川開発事業については、治水・利水の両面から必要不可欠であるため、徹底したコスト縮減を図るとともに、早期完成に向けて工期短縮に努めること。

神栖市におけるヒ素汚染対策について

＜提案・要望先＞ 環境省、農林水産省

＜提案・要望の内容＞

神栖市におけるヒ素汚染事案については、平成 15 年の閣議了解及び閣議決定に基づき、国において健康被害者に対する支援策をはじめ、地下水浄化処理などの各種対策が講じられているところであります。

これらの対策のうち、平成 15 年度から実施されている健康被害に係る緊急措置事業については、令和 2 年 6 月に、令和 5 年 6 月までの事業継続が決定され、また、平成 20 年度から実施された高濃度汚染対策事業については、当初からの目標であった A 井戸周辺の有機ヒ素化合物の約 90 パーセント以上が除去されるなど、一定の進展が見られたところであります。

しかしながら、依然として地下水中からは有機ヒ素化合物が基準を超えて検出され、また、汚染ほ場においては米の作付自粛を余儀なくされており、地域住民の不安が払拭できない状況にあります。

一方、平成 24 年 5 月に公害等調整委員会からヒ素汚染がもたらした被害に係る責任裁定がなされ、県は、被害者の置かれている状況を考慮し、和解により問題の早期解決を図っておりますが、被害者は、今後とも国の支援を強く望んでいるところであります。

つきましては、国として適切な対策が講じられるよう、下記事項について要望いたします。

記

1 神栖市におけるヒ素汚染については、健康被害の発症メカニズム、治療法等を含めた病態の解明や住民の健康不安の解消には至っていないため、緊急措置事業を引き続き実施すること。

また、有機ヒ素化合物の人体影響及び治療方法について、調査研究を継続的に進めるとともに、被害者の方々の意向を踏まえ、長期的な健康管理体制を確立すること。

2 安全基準の指標として、米に含まれる有機ヒ素化合物の指針値（一日許容摂取量など）を早急に策定すること。

また、指針値に基づき、有機ヒ素化合物の農地土壌や農業用井戸水（地下水）に対する基準値を定めるとともに、作付けが早期に再開できるよう有機

ヒ素化合物の減衰促進のための対策を実施すること。

- 3 地下水中の有機ヒ素化合物の存在の状況を確認するため、引き続き十分なモニタリングを実施すること。

安全安心を実感できる「いばらき」の確立について

＜提案・要望先＞ 警察庁、総務省、財務省、国土交通省

＜提案・要望の内容＞

本県警察では、県民の生活を犯罪から守るための取組を始め、総合的な交通安全対策、多様化する脅威への対策等、様々な対策を講じた結果、県内の治安情勢は、刑法犯認知件数が平成15年以降19年連続で減少し、また、交通情勢については、交通事故死者数が昭和32年以降では最も少ない80人となるなど、指標の上では一定の改善が認められるところです。

しかしながら、本県警察は全国に比して警察官1人当たりの業務負担が高いことから、ICT等の先端技術の活用による業務の高度化・効率化を図りつつ、増員による人的基盤の強化をする必要があります。また、複雑化・多様化する犯罪に的確に対処するための捜査支援資機材の整備・拡充、安全で快適な交通環境を構築するための交通安全施設の整備、大規模災害等の緊急事態に適切に対処するための資機材の整備・拡充、サイバー空間の安全を確保するための人材育成など、様々な治安上の課題への対応に万全を期す必要があります。

以上のことを踏まえ、本県警察が今後の日本社会の変化に適応し、県民が安全安心を実感できる「いばらき」を確立するため、下記事項について特段の御配慮を願います。

記

- 1 警察基盤を強化するため、警察官の増員（地方警務官の増員を含む。）や警察車両の整備・拡充を図ること。
- 2 警察業務の高度化・効率化を図るため、AI、RPAを始めとしたICTの導入に係る経費の予算措置を図ること。
- 3 犯罪の複雑化・多様化に的確に対応するため、自動車ナンバー自動読取装置、薬物鑑定機材、DNA型鑑定試薬及びDNA型鑑定データ解析システムの整備・拡充を図ること。
- 4 安全かつ快適な道路交通環境を整備するため、特定交通安全施設等整備事業の充実を図ること。
- 5 大規模災害対策を強化するため、救出救助資機材、原子力災害対策用資機材、

多数死体取扱用資機材の整備・拡充を図ること。

- 6 サイバー空間の脅威に的確に対処するための人材の育成や資機材の整備・拡充を図ること。

性犯罪・性暴力被害者支援の充実について

<提案・要望先> 内閣府

<提案・要望の内容>

性犯罪・性暴力被害者支援の更なる充実を図るため、下記事項を実施するよう要望します。

記

- 1 性暴力等被害者が負担なく検査及び処置等の医療を受診できるよう、医療費の公費負担について、国負担率は、相談センターの運営費補助と同等（国：1/2、県：1/2）以上とすること。
- 2 令和3年10月1日に開設された夜間休日対応コールセンターを引き続き設置すること。
- 3 県外居住者に対する支援については、県に負担を求めるのではなく、国が全額負担すること。

災害に強い体制づくりについて

＜提案・要望先＞ 復興庁、国土交通省、文部科学省、総務省、内閣府

＜提案・要望の内容＞

近年、我が国では、地震、台風、豪雨等のこれまで経験したことのない事象により、重要インフラの機能に支障をきたすなど、国民経済や生活に多大な影響が生じております。

このような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は一層重要性が増しており、喫緊の課題となっております。

また、高度経済成長期以降に建設された重要インフラの老朽化が進行しており、将来にわたりその機能を発揮できるよう、計画的かつ効率的な老朽化対策を推進することも、喫緊の課題となっております。

こうした状況を受け、令和2年12月に国土強靱化の取組みの加速化・深化を図るため、重点的・集中的に取り組むべき対策「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和3～7年度、総額15兆円規模）」が閣議決定されました。

本県においても、重要なインフラ等の緊急に実施すべきハード・ソフト対策を集中的に進めているところでありますが、令和元年東日本台風や房総半島台風など、近年の気候変動の気候変動により、頻発化・激甚化する自然災害に対する抜本的な対策としては、十分といえないことから継続した国の支援が不可欠です。

政府においては、災害からの復旧・復興についてご尽力いただいているところでございますが、県民が安全・安心な生活を送れるよう、以下の事項についてさらなるご配慮をお願いいたします。

記

1 激甚災害制度について

激甚災害制度の適用にあたっては、令和元年東日本台風など、大規模かつ甚大な被害をもたらす災害においては、国において速やかに本激指定を行うとともに、同一の災害により被災した都道府県が等しく支援を受けられるよう必要な措置を講じること。

2 被災者生活再建支援法の制度改正について

被災者生活再建支援法の適用にあたっては、市町村の区域にとらわれることなく、同一災害の被災者が等しく支援を受けられるよう適用条件を緩和すること。

また、被災者の生活再建が早期に図られるよう、住宅建設費用等の増高を踏まえ支援金の限度額を引き上げるとともに、支給対象となる被災世帯を全ての半壊世帯まで拡大すること。

これらの財源を確保するため、被災者生活再建支援基金への国庫補助の割合を引き上げるなどの措置を講じること。

3 緊急防災・減災事業債の恒久化及び拡充について

引き続き防災・減災対策を推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化及び対象事業のさらなる拡充を行うこと。

4 「5か年加速化対策」について、国土強靱化を計画的に推進するため、必要な予算を安定的に確保すること。

5 防災教育の充実について

東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育の実践及び充実を図るため、学校の防災力強化のための事業を継続すること。

激甚化・頻発化する洪水への防災・減災対策の加速化について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、内閣府

＜提案・要望の内容＞

令和元年東日本台風による記録的な大雨等により、本県においては、久慈川や那珂川などの本川のみならず、本川から支川へのバックウォーターなどにより多くの河川で堤防の決壊や越水があり、死者2名・行方不明者1名、負傷者20名の人的被害のほか多くの家屋が全壊・半壊や床上・床下浸水の被害に遭うなど甚大な被害が発生しました。

このため、現在、県及び関係市町村におきましては、国の支援を受けながら、総力を挙げて被災者支援および、復興に取り組んでいるところであります。

今後の大規模洪水に対応するため、流域のあらゆる関係者が連携して、流域全体で取り組み、防災・減災の加速化を図っていくことが不可欠であります。

そこで、下記の事項について特別のご配慮をお願いいたします。

記

1 流域治水対策を推進するための予算の確保について

令和元年東日本台風をはじめ、激甚化・頻発化する風水害・土砂災害リスクの増大に備えるため、「流域治水」の考え方にに基づき、河川、下水道、海岸、砂防施設整備などのハード対策や、ハザードマップの策定・周知などのソフト対策が進められるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

2 久慈川・那珂川緊急治水対策プロジェクトの推進について

令和元年東日本台風と同等の大雨が再び起こった場合にも災害の発生を防止するため、国が実施する久慈川、那珂川の堤防整備や河道掘削等のハード対策について早期完成を図ること。

3 県管理区間も含めた国による久慈川の全体的管理について

久慈川の県管理区間は、国管理区間の上流に位置し、管理区間の区別なく一体的に管理する必要があるため、県管理区間も含めた国による久慈川の全体的管理を図り、それに必要となる地方整備局等の体制強化を図ること。

4 住民の早めの避難を促すソフト対策の推進について

洪水発生時の住民等の逃げ遅れによる被害ゼロに向けた自治体の取組として、住民のマイタイムライン・要配慮者利用施設の避難計画策定を進め、それを踏まえた避難訓練などを実施していくための措置を講じること。

産業廃棄物の不適正処分への対応に向けた法整備について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、環境省

＜提案・要望の内容＞

本県における不法投棄の新規発生件数は、平成 27 年度以降減少傾向であったが、平成 30 年度から増加に転じており、特に、道路脇や人目につきにくい場所に、散発的に建設系廃棄物等を投棄する、いわゆる「ゲリラ投棄」の増加が顕著となっております。

また、解体工事業者が、家屋解体工事等に伴い生じた廃棄物を保管と称して長期にわたって自社の資材置場等に大量に放置する不適正保管が、不法投棄と同様に大きな社会問題となっており、対応に苦慮しているところです。

本県においては、市町村や警察など関係機関と連携し、指導・監視体制の強化を図りながら、不適正処分の未然防止や拡大防止に積極的に取り組んでおりますが、近年の不適正処分事案は、極めて悪質・巧妙化しており、十分な対応が困難な状況にあることから、国民の安全で安心な生活環境が確保できるよう、下記について特段の措置を講じることを要望いたします。

記

1 廃棄物処理法の罰則強化等について

(1) 産業廃棄物処理基準に違反する行為のうち、特に悪質な行為に対する直罰規定を設けること。

また、改善命令に違反した者に対する罰則規定についても、十分な抑止力となるよう、罰則を強化すること。

(2) 解体工事業者等の事業場外における産業廃棄物の保管に関する届出の面積要件（300 m²以上）を撤廃し、併せて届出義務違反に対する厳罰化を図ること。

(3) 不法投棄等違法現場の拡大防止には、当該現場の入口やその取り付け道路を封鎖することが有効なことから、違法現場の土地の貸主や周辺道路の管理者等に対し協力が得られるよう、封鎖への協力義務を明記すること。

2 建設リサイクル法の罰則強化等について

(1) 建設系廃棄物の発生元である解体工事の適正化を一層促進し、もって不法

投棄の抑制を図るため、建設リサイクル法における解体工事業者の無登録営業に係る罰則を強化すること。

(2) 同法における登録取消要件に廃棄物処理法違反を加えること。

土砂等の不適正処分への対応に向けた法制度の拡充について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、環境省

＜提案・要望の内容＞

建設工事等から発生する土砂等については、無許可で土砂等を野積みし崩落が発生する事例や、あるいは持ち込まれた土砂等が高アルカリ性を呈するために周辺の立木が枯れてしまう事例が発生しております。

そのため、本県では、いわゆる「残土条例」により土砂等の埋立て等を規制しておりますが、条例で定められる罰則には上限（２年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）があるため、適正処理の徹底に限界があります。

国においては、危険な盛土等について、「宅地造成及び特定盛土等規制法」において法制化による全国統一の基準・規制を設ける予定ですが、埋め立て等に起因する問題は危険な盛土等による災害発生のおそれのみならず、高アルカリ性を呈する土砂等による埋立て等や、他人の土地に対する無承諾の土捨て行為など、生活環境保全上の問題もあるところです。

本県においては、市町村や警察など関係機関と連携し、指導・監視体制の強化を図りながら、不適正処分の未然防止や拡大防止に積極的に取り組んでおりますが、近年の不適正処分事案は、極めて悪質・巧妙化しており、十分な対応が困難な状況にあることから、国民の安全で安心な生活環境が確保できるよう、下記について特段の措置を講じることを要望いたします。

記

- 1 危険な盛土等による災害発生のおそれのみならず、埋立て等による生活環境保全上の問題にも対応するため、区域を指定せず、埋め立て等は一律許可制とすること。
- 2 盛土により人家等へ被害が及ぶ区域を指定し規制する場合、規制区域外において無秩序な盛土行為が行われるおそれが高くなることから、都道府県知事の判断により全域の区域指定を認めるなど、地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とすること。
- 3 土地の所有者や原因行為者に対する義務付けのみならず、土砂等の発生元となる、掘削工事元請け事業者の発生元責任を明確にすること。

- 4 無許可行為や命令違反等に対しては、罰則に加え、建設業法や廃棄物処理法などの関連業法の許可取消要件とし、実効性を担保すること。
- 5 行政代執行の自治体負担を軽減するための財政支援制度を創設すること。
- 6 問題となる土砂等は廃棄物混じり土であることも多いため、環境省とも情報共有を行うシステムを構築すること。
- 7 公共工事のみならず、民間工事を含むすべての工事において、指定利用等の原則実施を義務付けること。

原子力災害対策について

＜提案・要望先＞ 内閣府、復興庁、経済産業省、文部科学省、原子力規制庁、環境省、観光庁、外務省、農林水産省

＜提案・要望の内容＞

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から 11 年が経過したものの、依然、放射性汚染水への対応や除染、指定廃棄物の処分問題など多くの課題により、国民は放射線に関する不安を抱えるとともに、風評被害も根強く残っている状況にあることから、国の責任において福島第一原子力発電所事故の早期収束と廃炉作業を着実に進めることが必要であります。

また、本県には、多くの原子力施設が立地し、地域住民の安全の確保が何よりも重要な課題となっていることから、国は、新規制基準に基づく適合性審査の厳格な実施などにより原子力安全対策を強化するとともに、原子力防災対策についても、地方自治体が講ずることとされる対策について必要な予算を確保するなど、早急に支援の充実を図ることが必要であります。

つきましては、国の責任において早急に取り組むべき下記事項について要望いたします。

記

1 福島第一原子力発電所事故対策

(1) 原発事故の早期収束について

国の責任において、廃炉作業を安全かつ着実に進め、一刻も早く原発事故の収束を図ること。

(2) 放射線に関する不安の解消等について

国において、「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針に規定する支援対象地域、準支援対象地域に応じた必要な施策を講ずるとともに、放射線モニタリング調査など必要な対策を継続的かつ着実に実施し、放射線に関する不安の解消に努めること。

(3) 除染対策について

市町村等による除染により発生した除去土壌の管理に係る措置に対し、引き続き適切な支援等を行うとともに、除去土壌の処分基準の策定など、除染活動に関する技術的検討を早急に進めること。

(4) 放射性物質を含む廃棄物の処分について

本県では、現地保管継続・段階的処理の方針が決定したが、8,000 ベクレル／kg を超えた焼却灰などの指定廃棄物等の保管から全量処分に至るまで、国は責任を持って次の一連の対応を速やかに行うこと。

ア 指定廃棄物等については、安全性を十分確保しながら、保管施設の整備を推進するとともに、維持管理費用等も含め、経費は、すべて国が負担すること。

イ 8,000 ベクレル／kg 以下に減衰した後の指定解除の仕組みやその後の処分方法については、住民等の理解が得られるよう、安全性について十分説明するとともに、処理・処分に要する経費は、すべて国の負担とすること。

ウ 国の責任において、風評被害対策に万全を尽くし、地元市町村等の要望を反映した地域振興策を着実に実施するとともに、地方の取組に対する十分な財政支援を行うこと。

(5) 全ての損害の早急な賠償について

原発事故と相当因果関係が認められる損害については、全て賠償の対象とするとともに、早急に賠償金全額を支払うなど、国と東京電力の責任において万全の対応を行うこと。

(6) 風評被害対策について

観光業や農林水産業などに対する風評被害の解消に積極的に取り組むとともに、地方の取組に対する十分な財政支援を行うこと。

また、中国、韓国、台湾等諸外国・地域が、科学的根拠に基づき、速やかに輸入規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、我が国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、信頼の回復を図ること。

(7) 中国人個人観光客向け「数次査証」の発給要件の緩和について

中国人個人観光客向け「数次査証」の発給対象となる地域として、本県を東北6県と同様に扱うこと。

2 原子力安全・防災対策

(1) 東海第二発電所の取扱いについて

東海第二発電所については、UPZ圏内の人口が約94万人にのぼること、運転開始から42年が経過していることなど、その置かれている状況や地元

自治体及び地域住民の意見を十分に踏まえつつ、国のエネルギー政策における東海第二発電所の位置付けや必要性などについて国の考え方を早急に示すこと。

(2) 原子力安全対策の強化について

国内外における最新の知見を収集し、福島原発事故の原因究明を引き続き徹底して行うとともに、そこで得られた知見については、その都度、適切に規制基準等をはじめとする安全対策に反映させること。

また、近年、日本原子力研究開発機構など本県内の原子力施設において、事故・故障等が相次いで発生していることを踏まえ、安全管理を徹底するよう指導するとともに、高経年化対策をはじめとする安全対策に係る予算・人材の継続的な確保を図ること。

(3) 原子力施設に対する武力攻撃について

我が国に対して武力攻撃等の脅威が直接及ぶことがないように、国においてあらゆる外交努力を尽くした上で、万一の事態への対処については、国の責任において万全の防御体制を構築すること。

また、武力攻撃に対する我が国の原子力施設の安全確保の考え方について改めて検証し、その結果や対応方針について国民に明らかにすること。

(4) 東海再処理施設について

東海再処理施設の廃止措置については、工程が長期間にわたること、また、多額の費用を要することから、その安全対策や人的・財政的資源の確保について、事業者任せとせず、国が責任を持って指導・支援していくこと。

(5) 原子力研究開発について

原子力発電の技術開発・研究開発については、安全性を最優先に国民理解を得ながら進めていくべきものであることから、国が責任をもって推進していくこと。

東海・大洗地区に立地している日本原子力研究開発機構の研究開発施設については、我が国の原子力研究開発における位置づけを明確にし、国として持つべき原子力研究開発機能の維持・発展を目的とした支援を同機構に対し実施すること。

とりわけ、我が国の原子力研究開発の基盤となる材料試験炉「JMTR」の代替施設を含めた新たな試験研究用原子炉については、同機構のみ

ならず、国が主体となって建設に向けた具体的な検討を早急に進めること。

(6) 高速実験炉「常陽」について

高速炉開発方針の具体化に当たっては、高速実験炉「常陽」の位置づけを含め、核燃料サイクル政策における高速炉開発の意義や今後の具体的な道筋を明確にするとともに、その結果については、国民の理解が得られるよう、国が十分な説明責任を果たすこと。

(7) 原子力防災対策の強化について

原子力防災対策については、国が責任を持って継続的に充実強化を図るとともに、「実効性ある避難計画」の策定に向けて、地方公共団体のみでは解決が困難な課題に対して、東海第二地域原子力防災協議会作業部会等において具体的な解決策を提示するなど、自治体の取組を全面的に支援すること。

その際、省庁横断的に進める必要がある対策については、必要な予算の確保も含めて内閣府が窓口となり、総合的な調整を行うこと。

特に、避難に必要なバスや福祉車両などの移動手段、避難退域時検査等に要する人員及びゲート型モニタ等の資機材や避難所運営に要するパーティションメントやその備蓄場所の確保、その他自治体だけでは対応が困難な課題については、必要な財政支援も含めて支援すること。併せて、食料その他の物資の備蓄や、避難を円滑に進めるために必要な道路の整備などに必要な支援措置を講ずること。

原子力緊急事態において、即時の避難が困難な病院や社会福祉施設の入所者等の要配慮者が屋内退避するための、UPZ内の施設整備について、必要な予算を継続して確保できるよう、本事業の制度化を図ること。

住民が安心して屋内退避できるよう、屋内退避の重要性や効果に関するデータを具体的に分かりやすく示し、その周知を図ること。また、屋内退避中の食料や電気、ガス、水道等のライフラインの確保について、具体的な方針を示し、地方公共団体とともに取り組むこと。

安定ヨウ素剤については、事前配布後も、薬剤の更新業務が継続的に発生するため、住民や自治体の負担を軽減できるよう、再配布の手続きの簡略化を図ること。併せて、丸剤の使用期限延長に合わせたゼリー剤の使用期限の延長及びこれらの薬剤の使用期限の更なる延長について、早急に製薬業者を指導・支援すること。

原子力災害対策重点区域外については、防護措置が必要な場合における避難先及び輸送手段の確保等、国において具体的な対応策を示すこと。

また、円滑な避難行動をとるには、緊急時モニタリング及び避難退域時検査の実施などに放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、精度の高いシステムを構築すること。その際は、関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

(8) 使用済燃料対策について

東海第二発電所の使用済燃料については、敷地内における貯蔵が長期化しないよう、中間貯蔵施設や再処理工場への早期搬出に向け、事業者とともに取り組むこと。

また、東海再処理施設に貯蔵されている使用済燃料の搬出を着実に進めるとともに、試験研究炉の使用済燃料については、具体的な搬出計画がない状況では、敷地内での貯蔵がさらに長期化することが懸念されるため、国は、事業者とともに、搬出に向けた具体的な道筋を示すこと。

(9) 放射性廃棄物の処理・処分等について

東海再処理施設の高レベル放射性液体廃棄物については、リスクを早期に低減させるため、国としてもガラス固化処理について安全を前提に着実かつ計画的に進められるよう責任を持って事業者を指導監督していくとともに、ガラス固化体については、最終処分地の早期選定に向けた取組を加速すること。

併せて、高レベル放射性廃棄物の減容化や有害度の低減化に関する研究開発を促進すること。

また、原子力施設の廃止措置や研究施設等から発生する低レベル放射性廃棄物についても、廃棄物の埋設処分に係る技術基準の早急な整備や、放射性廃棄物の処理処分に関する国民の理解促進、地域振興策の検討などに取り組み、原子力事業者が早期に最終処分できる環境を整備すること。

ALPS 処理水の海洋放出に対する関係者の理解醸成と 放出に対する万全な対策の実施について

＜提案・要望先＞ 内閣府、復興庁、経済産業省、農林水産省

＜提案・要望の内容＞

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から 11 年が経過したものの、依然、放射性汚染水への対応や除染、指定廃棄物の処分問題など多くの課題により、国民は放射線に関する不安を抱えるとともに、風評被害も根強く残っている状況にあります。

特にALPS 処理水の処分については、令和 3 年 4 月 13 日に政府は海洋放出とする方針を決定しましたが、漁業関係者が、海洋放出に反対し、国に対して慎重な判断を求めている中での決定であり、いまだに関係者の納得を得られていない状況であります。

また、国は令和 3 年 12 月 28 日に「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を策定しましたが、漁業関係団体からの意見が十分に反映されておらず、対策は不十分であることから、漁業関係者の不安は増しております。

つきましては、本県の漁業者をはじめとする関係者が将来にわたって安心して経営が継続できるよう、下記事項について要望いたします。

記

- 1 ALPS 処理水の海洋放出については、引き続き漁業関係者などへの丁寧な説明を行い、意見を真摯に受け止め、適切な対策や支援策を示すなどして、納得を得る努力を継続して行うこと。
- 2 昨年 12 月に「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」が策定されたが、担い手確保支援のさらなる拡充など関係者の意見を当該計画に適切に反映するとともに、国内外に対して安全性を丁寧に説明し、風評を生じさせないよう、対策に万全を期すこと。
- 3 万が一、風評が生じた場合には、賠償が確実に実施されるよう東京電力を指導すること。

未来を担うたくましい人づくりについて

＜提案・要望先＞ 文部科学省

＜提案・要望の内容＞

グローバル化が進展し、新しい知識や情報・技術が飛躍的に重要性を増す中、知識基盤社会を牽引する人材の育成は、我が国の最重要課題の一つとなっております。また、物的資源の乏しい我が国にとって、人材こそが最大の資源であります。

一方で、近年、若者の内向き志向や理科離れなどが指摘されており、今後、我が国が成長を持続していくためには、科学技術の発展をリードし、国際社会で活躍できる人材の育成が求められており、子どもたちに対して、基礎学力の向上や、豊かでたくましい心とともに、健やかな体を育成することが求められています。

そのため、今後も、外国語によるコミュニケーション能力の育成やプログラミング教育の充実、さらには、小さい頃から自然や科学の事象に親しませる取組とともに、科学技術を分かりやすく伝える人材の育成や活用を推進していくことが重要です。

また、告示された新学習指導要領により、より一層の授業の工夫・改善が必要であることから、ICT環境のさらなる充実や、教職員に求められる資質・能力の向上を図りながら、教職員個人への負担を軽減するための体制を構築することも必要になります。

さらに、いじめや不登校・問題行動、発達障害など特別な配慮が必要な児童生徒に対するための取組の充実や体罰による不適切な指導の改善、人格形成の基礎を培う就学前教育の充実や親子の育ちを応援する家庭教育の充実が喫緊の課題となっております。

併せて、本県におきましては、教育を県政の重要課題としてとらえ、様々な施策を積極的に推進しているところでありますが、国におきましても、教育振興基本計画に則り教育施策の一層の充実を図るため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 「教育振興基本計画」で示された成果目標の達成並びに基本施策の実施のため、教育予算の増額を図ること。

- 2 小学校及び義務教育学校前期課程（以下「小学校等」という。）に引き続き、中学校及び義務教育学校後期課程においても、学級編制の標準を35人以下へ引き下げる新たな定数改善計画を策定すること。また、一部基礎定数化された通級による指導や外国人児童生徒等指導の充実における対象児童生徒数の引下げとともに、小学校等における専科指導やチーム学校の推進のための小・中学校及び義務教育学校（以下「小・中学校等」という。）への加配、さらには、高等学校も含め「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善へ向けて、その推進役となる教員が効果的に活動できるようにするための加配など、加配定数の充実についても配慮すること。
- 3 現代的な健康課題に対応するため、学校保健、学校給食、食育の充実により、子供の心身の健康の保持増進を図る必要があることから、養護教諭及び栄養教諭等の定数改善を推進すること。
- 4 高度専門職である教員の資質向上を図ることを目的として、各都道府県教育委員会が策定した「教員の資質向上に関する育成指標」において、職責、経験、適性等に応じて身に付けるべき資質が成長段階ごとに設定されていることを踏まえ、双方向型オンライン研修やオンデマンド配信研修、国の研修機関や高等教育機関等による研修を充実させるなど、全ての教員が必要な時に資質向上を図ることができるよう、研修形態の多様化に向けた方策を講ずること。
- 5 理科教育に関する高い専門性と教育者としての資質能力を兼ね備えた優れた人材を確保するため、大学における理科教員養成の充実を図ること。また、観察・実験に関する施策の充実や教員研修の創設など、小・中学校等の理科教育に関する施策を推進すること。

さらに、高校教育については、将来の科学技術系人材の育成を図るためにスーパーサイエンスハイスクール事業等を継続するとともに、大学入試制度改革とリンクさせるなど、その取組が評価される場面をさらに広げること。
- 6 英語教育の早期化・教科化・高度化を踏まえ、専門性を有する優れた人材を確保するため、英語教員養成の充実を図るとともに、授業の質の向上を図るための加配定数の拡充など、指導体制の充実を図ること。また、国際教育を充実させるための事業の拡充を図ること。
- 7 学習指導要領において、小・中学校等の道徳が特別の教科として位置付け

られたことを踏まえ、地域の中核となる教員を計画的に配置するなど、教員の指導力向上に向けた体制づくりを推進すること。

高等学校における道德教育については、令和4年度から始まる新学習指導要領で示された「公共」で行う道德の事例等を紹介するなどし、道德教育の充実を図ること。

- 8 令和2年度から小学校で必修化されたプログラミング教育の成果を生かし、発展させる視点から、オンデマンド型配信による研修用教材や民間企業・大学教授等の外部人材を活用することにより、中学校技術・家庭科（技術分野）及び高等学校情報科担当教員の指導力向上に向けた施策を講ずること。

併せて、プログラミングを学習することに高い意欲を有する中・高校生に対し、より高度かつ専門的な内容の学習機会を提供するため、全ての中学校及び高等学校において、オンデマンド型配信による研修用教材や民間企業・大学教授等の外部人材を活用した指導等ができる体制を整備すること。

- 9 児童生徒が1人1台の情報端末を活用し、個別最適で協働的な学びを可能とするICT環境の整備と人的支援を推進すること。

また、学校の臨時休業などの緊急時、病気療養時、さらには、不登校で学校に登校できない児童生徒の学習保障のための学習支援コンテンツ（動画等）を充実させるとともに、著作権の弾力的な運用や通信費に対する補助の拡充など、オンライン授業等を進めやすい体制を整備し、特に非常時のオンラインによる特例の授業を通常の授業時数として認定できる措置を講ずること。

加えて、民間企業等が提供する学習支援コンテンツを利用するための財政的支援を講ずること。

また、義務教育段階における遠隔教育について、送信側において英語等の専門性の高い人材を活用し、受信側において当該教科免許を持たない教員でも授業を担当することができる特例制度をすべての学校が活用できるよう早期の法整備を実現すること。

- 10 全日制の高校に在籍している生徒が、自校で開設されている科目の単位を、他校で修得しても単位認定されるよう、条件を緩和すること。

また、長期療養等により通学が困難になっている高等学校に在籍する生徒について、他の通信制高校等で修得した単位を卒業に必要な単位数として認定できる措置を講ずること。

- 11 学校におけるいじめや暴力行為等の問題行動や、不登校、児童虐待の課題等に適切に対応するため、教職員の加配措置の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充を図ること。
- 12 学校現場から体罰を一掃するために、体罰によらない指導に関する調査研究を実施し、その成果の普及を図るための研修などを行い、教員が萎縮することなく、毅然とした指導ができる体制を確立すること。
- 13 市町村が抱える課題に応じて、地域の人材等を活用した家庭教育支援に取り組む体制の構築を図るため、関係機関との連携による訪問型家庭教育支援に係る財政的支援の拡充など、家庭教育のさらなる充実を図るための方策を講ずること。
- 14 公職選挙法が改正され、高校生の一部も有権者となったことや、民法改正により、令和4年度から成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、生徒が自己決定と社会参加の経験を積むことにより、自主性・自立性を育み、社会の創り手としての市民が備えるべき資質・能力を育成する教育の充実を図ること。
- 15 公立文教施設における耐震化、老朽化、防災機能強化、環境改善などの整備について、自治体が年度の早期から計画的かつ円滑に事業を実施できるよう、十分な予算の確保を図ること。
さらに、非構造部材などの耐震化や長寿命化関連事業の推進を図るために財政的支援を拡充すること。
- 16 国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、学校において持続可能な運動部活動が行われるよう、引き続き部活動指導員の活用を促進するとともに、派遣経費の充実を図ること。
- 17 国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を踏まえ、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革が行われるよう、地域運動部活動推進事業の経費及び拠点校の拡充を図ること。

小・中学校及び義務教育学校の適正配置等について

＜提案・要望先＞ 文部科学省

＜提案・要望の内容＞

急激な少子化の進行に伴い、県内の小・中学校及び義務教育学校（以下「小・中学校等」という。）では小規模校が増加し、児童生徒が切磋琢磨することや社会性などを育成することが難しい状況にあります。そのため、学校の適正規模・適正配置を進め、児童生徒の教育環境の改善を行うことが課題となっております。

一方、統合が困難な地理的特性や、地域コミュニティの核としての学校の重要性への配慮から存続を選択した小規模校の活性化に対する支援など、各市町村の実情に応じた学校づくりを推進する必要があります。

このため、本県におきましては、公立小・中学校等の適正規模について指針を策定するとともに、統合した学校への教職員の加配や遠距離通学対策事業費への補助などを行うほか、小規模校への教職員の加配を行うなど、市町村における取組を支援・助言しているところであります。国におきましても、小・中学校等の適正配置等に取り組む市町村を一層支援するよう、下記事項について要望いたします。

記

適正規模・適正配置等に取り組む市町村に対し、さらなる積極的な支援策を講ずること。特に、次の取組を推進すること。

- 1 学校統合に伴う児童生徒の学校環境の変化に対する不安の解消や、小規模校の活性化のための教職員の加配措置のさらなる拡充を図っていくこと。
- 2 学校統合に伴う児童生徒の遠距離通学における不便の緩和及び通学路の安全確保に関し、地方公共団体が負担する経費に対して引き続き十分な財源措置を講ずること。
- 3 学校統合に伴い校舎等の新增築を行う際の補助制度について、さらなる拡充を図っていくこと。
- 4 学校統合により廃校となった学校跡地の有効活用を図るため、施設の転用等

に伴う改修・撤去等に係る補助制度を拡充すること。

少子化対策の充実について

＜提案・要望先＞ 厚生労働省、内閣府、文部科学省

＜提案・要望の内容＞

少子化による人口減少社会の到来は、経済活動の縮小、地域コミュニティの崩壊、社会生活基盤の劣化など、様々な影響を及ぼすことが懸念されており、本県では「茨城県次世代育成プラン」により総合的・計画的に少子化対策に取り組んでいるところです。

将来にわたって我が国が活力を維持していくためには、結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援は最重要課題の一つであるため、結婚や子育てを後押しする経済的支援、待機児童対策、子どもの貧困対策の一層の充実について、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を充実させるため、地域少子化対策重点推進交付金について、当初予算の大幅拡充と運用の弾力化を図ること。
- 2 令和4年度から不妊治療の公的医療保険適用が開始され、人工授精や体外受精などが保険適用となる一方、従前の国の助成制度が廃止されることにより、先進医療部分については全額自己負担となることや、保険診療と保険適用外診療を組み合わせると、保険診療分も含め全額自己負担になるなど、経済的負担が増加するケースも想定される。不妊治療の保険適用によって妊娠をあきらめることがないよう、保険適用外の治療などを受ける場合の助成制度の創設を図ること。また、不育症検査については、現時点で国の助成対象となる検査がないため、対象となる不育症検査を早期に指定すること。
- 3 出産時の経済的な支援策を強化するため、現在の負担に見合う形に出産育児一時金の支給額を引き上げること。
- 4 子ども及び妊産婦医療費の公費負担制度を創設すること。併せて、子ども、妊産婦、ひとり親家庭及び重度心身障害児等に対し、地方公共団体が「現物給付」による公費負担を行った場合、国民健康保険制度において、療養給付費負担金を減額する措置については、未就学児に限らず、すべて撤廃すること。

- 5 幼児教育・保育の無償化などをはじめとした子育てにかかる親の経済的負担の軽減を図り、夫婦が理想とする子どもの数を実現できるよう、子育て世帯への財政的支援を図ること。
- 特に、多子世帯における保育料の負担軽減を図るため、3歳未満児のうち、第3子以降の所得制限及び同時入所要件を撤廃し、保育料の無償化を図ること。
- また、児童手当についても、多子世帯に対する支給額の拡充や所得制限の廃止を含め、制度の充実を図ること。
- 6 幼児教育・保育の無償化の実施にあたっては、国の責任で必要な財源を確保するとともに、地方の財源負担割合について軽減を図ること。
- 7 保育人材の確保等により、待機児童の速やかな解消を図るとともに、地域において十分な幼児教育・保育サービスが提供できるよう以下の措置を講じること。
- ① 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を促進し、施設整備や保育サービスの提供などの「量の拡充」や職員の処遇や配置基準の改善などによる「質の向上」を図るため、国が責任を持って必要な額を確保すること。
 - ② 保育士等及び幼稚園教諭（以下、「保育士等」という。）の給与が他の業種と比較し適切な水準となるよう、保育士等の勤務実態に合った公定価格を定めること。その際には、単価の設定や処遇改善について、給与水準が高くなる東京に地方の保育士等が流出することのないよう、適切かつ十分な措置を講ずること。
 - ③ 保育士修学資金貸付等制度を活用し、保育士資格の新規取得者の確保や潜在保育士の職場復帰が図れるよう、国が安定的な財源を確保すること。
- 8 こども家庭庁を創設するにあたり、複数の省庁が所管するこども政策を一元化し、事務の簡素化・効率化を図るとともに、予算を拡充し、以下の措置を講じること。
- ① 特別支援教育経費について、障害児を受け入れているすべての園を国庫補助の対象とすること。
 - ② 「教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付」の地方単独費用部分を「保育認定（2号・3号認定）」と一本化し国庫負担対象とすること。

9 「小1の壁」をなくし、切れ目なく子育て家庭を支援するため、放課後児童クラブの待機児童解消をより一層進めるとともに、利用料の無償化を図ること。

10 子どもの貧困対策では、対象となる子どもの把握が困難であり、施策効果を図る適切な指標がないことから、引き続き全国統一的な基準を用いた調査を行うとともに、地域の実情にあった対策を講じるため、都道府県別のデータの提供にも努めること。

また、「子供の貧困対策に関する大綱」に示されている恒久的かつ実効性のある施策として推進するために、「地域子供の未来応援交付金」や、「ひとり親家庭の経済的自立のための就業支援に係る給付金」の拡充など、財政的支援の充実を図ること。

地方における外国人材の活躍促進について

＜提案・要望先＞ 法務省、外務省、厚生労働省

＜提案・要望の内容＞

我が国は既に、世界でも例を見ない人口減少・超高齢化社会に突入しており、30年後には総人口が2,379万人減少すると見込まれ、うち約9割が生産年齢人口であるとされている。

こうした中、国内企業等における人手不足を解消するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響から地域経済を回復・活性化させていくためには、外国人材の国内企業等への就労を促進して、企業等の成長につなげていく必要がある。

令和4年6月1日からの水際対策の緩和により、入国者数の上限が1日20,000人となったが、コロナ禍前の入国者数の状況を踏まえれば十分な人数とは言えず、製造業、農業、水産業などの多くの企業等が外国人材を雇用できない状況が続いており、経営に支障を来している。

また、平成31年4月に創設された在留資格「特定技能」においては、技能水準を確認する試験が国内外で十分な回数実施されていないこと、熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの特定技能2号が建設及び造船・船用工業の2業種しか認められていないことなどにより、特定技能の受入れが全国的に進んでいない状況にある。特定技能の受入れを加速化するためには、国内外において試験の実施回数を増やし、特定技能2号が認められる業種を拡大する必要がある。

さらに、在留資格の「技術・人文知識・国際業務」及び「特定活動（46号）」については、資格取得の要件が厳しいために、留学生等の働く意欲のある優秀な外国人材を雇用できない企業等が多く存在している。

以上の状況を踏まえ、地方における外国人材の活躍促進に向けて、下記事項を実施するよう要望します。

記

- 1 国内企業等における厳しい人材不足の実態を踏まえ、就労目的の外国人についても別枠を設けるなど優先的な入国を認めるか、あるいは諸外国のように入国枠を撤廃すること。
- 2 在留資格「特定技能」に係る技能水準を確認する試験について、国内外で十分な回数を実施できるように体制を整えること。

- 3 現在、関係省庁と検討が進められている特定技能2号の対象分野の拡大については、建設や造船・船用工業だけでなく、農業をはじめとした他の特定産業分野においても特定技能2号での受入れを早期に実現できるよう、検討を加速化すること。
- 4 在留資格「技術・人文知識・国際業務」においては、大学の専攻科目と従事しようとする業務との関連性を不要にするとともに、人材育成等の観点から企業等が必要と認める現場業務等に従事することを可能とすること。
- 5 在留資格「特定活動（46号）」の資格要件である日本語能力について、日本語能力試験の認定レベルをN1からN2に変更するなど、制度活用が図られるよう柔軟に見直すこと。
- 6 外国人が介護福祉士国家試験を受験する際の配慮として、筆記試験における表記については、日本語のほか英語等多言語による表記を併用し、選択可能とすること。

日本の成長を支える国際政策の取組について

＜提案・要望先＞ 総務省、外務省、農林水産省、経済産業省、法務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省、観光庁、防衛省

＜提案・要望内容＞

近年、アジア諸国・新興国が目覚ましい経済成長を遂げている一方、我が国では人口減少や少子高齢化、産業構造の変化、国内需要の低迷などの問題に直面しており、今後、国際社会において我が国の存在感をいかにして維持していくかが大きな課題であります。

そのためには、地域が世界の成長や活力を取り込むことにより発展し、我が国の成長の牽引役となっていくことが求められており、また、国策に準じて訪日外国人の受入環境の整備を図ることが必要であります。

さらに、現在、各国と様々な国際交渉が進められているところですが、協議内容等に対する情報開示や説明が不十分であり、国民や関係団体等が不安を払拭できない状況が続いています。

また、国際情勢が不安定化する中において、難民問題は深刻さを増しており、先進国には人道的配慮から積極的な役割が求められます。日本の難民認定率は、欧米先進諸国と比較して極めて低い状況となっていることに加え、認定申請者に対する収容期間の長期化など、人権の観点からの課題も指摘されています。今般、国内に広がったウクライナからの「避難民」受入れ等の支援の取組を一過性のものですることなく、難民問題に係る国際社会における先進国としての日本の役割をしっかりと果たしていくことが求められております。

つきましては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

- 1 海外から企業の地域統括拠点や研究開発型企业等の進出を促進するため、これらの企業に対する優遇税制や財政支援策を拡充するとともに、空港・港湾等の機能強化及び交通アクセスの利便性の向上、外国人の居住環境の整備などをより一層推進すること。
- 2 海外における農林水産物・食品等の販売促進活動等に国をあげて取り組むとともに、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援の充実等、輸出環境の整備に係る取組についても国の財政支援の対象とすること。

3 農林水産物等の輸出にあたって、中国、韓国、台湾等諸外国・地域が、科学的根拠に基づき、速やかに輸入規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、我が国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、信頼の回復を図ること。

また、検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件が設定されている品目で厳しい条件が課されているものについて、相手国への輸出解禁や輸出条件緩和を実現するため、ベトナム、台湾等アジア諸国や米国等と積極的に2国間協議を行うこと。

なお、輸出解禁に伴い生ずる栽培地検査事務については、国が当該業務量相応の植物防疫官の人数を配置するとともに、必要な検査補助員を確保すること。

さらに、検査補助員を委嘱する際には、最低賃金法に定める金額以上の手当を支給できるよう、予算措置を講ずること。

4 日米貿易協定をはじめとする、いかなる国際交渉においても、協議内容や経済活動及び国民生活に与える影響などについて、国民に徹底した情報開示と丁寧な説明を行うこと。

5 特に農林水産分野については、農林水産物の重要品目の再生産が引き続き可能となり、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、必要な国境措置をしっかりと確保するとともに万全の対策を講じること。

6 外国人観光客の訪日を促進するため、フィリピン、ベトナムからの旅行者に対して、査証取得を免除するとともに、中国人観光客向け「数次査証」の発給対象となる地域として、本県を東北6県と同様に扱うこと。

7 労働力の減少が続く中、外国から優秀な人材を地域に呼び込み定着させるため、留学生の受け入れ拡大や就業支援制度の充実を図ること。

また、介護分野などへの外国人材の活用を進めるため、業務特性やその質の確保、処遇・業務環境等の課題を踏まえ、受け入れから育成、継続的な就業まで一貫した支援制度を確立するとともに財政措置を講じること。

8 難民認定の要件を明確化し、国際的な基準に照らした見直しを実施するなど、極めて低い日本の難民認定率について、欧米先進諸国並みまで引上ること。

また、難民認定申請者の収容に当たっては、いたずらに長期間の収容を行

うことは避け、より人道的な観点から申請者の健康にも配慮し、適切な医療を提供するなど、申請者の人権が守られる処遇を行うこと。

さらに、今般のウクライナからの「避難民」受入れに係る手法については、他の国からの「難民」の受入れの際にも適用するなど、より多くの難民受入れに繋げること。

知的対流拠点としての「世界のつくば」に ふさわしいまちづくりについて

＜提案・要望先＞ 内閣府、財務省、国土交通省、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、(独)都市再生機構

＜提案・要望の内容＞

人口減少時代を迎えた我が国において、科学技術は持続的な成長を遂げるための生命線と言われており、これからは、科学技術でイノベーションを起こすことが極めて重要であります。

このような中、我が国を代表する高水準の研究・教育機能が集積する筑波研究学園都市について、その機能を更に充実させ、中部や関西との広域的で新たな知識活動の連携を深め、ナレッジ・リンク(知の集積)の具体化につながるスーパー・メガリージョンを牽引するイノベーション拠点として形成することが重要です。

また、つくばのポテンシャルや知財を最大限に活かした外国企業の研究開発拠点の設立、海外からの投資及びベンチャー企業によるイノベーション創造型の対日直接投資を拡大し、つくばの国際競争力の向上を図ることも重要であります。

つきましては、筑波研究学園都市が、多彩で多様な知識が融合し、創造性が発揮できるよう、研究機能の向上をはじめ、TX沿線地域ならではの暮らし方「つくばスタイル」が実現できる魅力的なまちづくりを進め、日本の発展に寄与する知的対流拠点として形成が図られるよう、下記事項について特段の御配慮を願います。

記

- 1 筑波研究学園都市が国際研究開発拠点としての機能を発揮できるよう、研究環境及び都市環境の整備を推進すること。特に、次の取組を推進すること。
(1) つくばの科学技術の集積を活用し、サービスロボットの社会実装や革新的な医薬品等の開発に取り組み、ライフイノベーション・グリーンイノベーション分野の新事業・新産業の創出を通じて、我が国の成長・発展に貢献する「つくば国際戦略総合特区」の取組について積極的に支援すること。加えて、大学や研究機関が行う共同研究への支援、先端的な技術シーズの発掘・事業化、金融機関などとのマッチングや海外展開への支援等、つくばからベンチャー企業が次々と生まれ成長する「スタートアップ・エコシ

ステム」拠点構築のための取組についても積極的に支援すること。

- (2) 世界最先端の科学技術が集積する「つくば」を世界に発信し、国際研究開発拠点としての機能強化及び国際競争力の向上を図るため、国際会議をはじめとするMICEのつくば市への誘致・開催を支援するとともに、海外からの企業の地域統括拠点や研究開発型企业等の進出を促進するため、これらの企業に対する優遇税制や財政支援策を拡充すること。

- 2 東京の一極集中の是正などを目的とした「地方創生」に大きな効果が期待できる、つくばエクスプレス沿線地域において推進している宅鉄法（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法）に基づく土地区画整理事業及び関連する道路・下水道などの公共施設整備に関し、つくばエクスプレス沿線地域ならではの暮らし方「つくばスタイル」が実現できるまちづくりや、住民が安心・快適に暮らせる生活環境の整備推進による都市機能の強化を図るとともに、事業計画期間内に確実に事業が完了するよう、必要な予算を確保すること。

- ① 社会資本整備総合交付金の確保
- ② 防災安全交付金の確保

広域道路ネットワークの強化・充実等について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、東日本高速道路（株）、財務省

＜提案・要望の内容＞

本県においては、東日本大震災や関東・東北豪雨、令和元年度東日本台風及び房総半島台風により甚大な被害を受けた経験から、災害に強い県土づくりに取り組んでおり、今後発生が危惧される首都直下地震などの大規模災害に備えるためにも、災害に強い道路ネットワークの構築が急務であります。

本県の高規格幹線道路は、茨城空港や茨城港、鹿島港といった国際拠点間の連結による広域的な連携の強化や、沿線への企業立地を進展させ産業の振興を図る極めて重要な基盤施設であり、また、ポストコロナ時代の「新たな日常」を実現していくためにも、生活や経済活動を支える広域道路ネットワーク全体の強化・充実が強く望まれているところです。

このようなことから、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

1 高規格幹線道路ネットワーク全体の一日も早い完成に向け整備を推進すること。

(1) 東関東自動車道水戸線の整備を推進すること。

ア 未開通である潮来 I C～鉾田 I C間について、令和7～8年度の全線開通に向けて、整備を進めること。また、徹底的なコスト縮減などによる地方負担の軽減を図ること。

イ 利用者の利便性向上と併せ地域振興にも寄与する休憩施設について、本線の開通に合わせて供用するように整備を進めること。

(2) 首都圏中央連絡自動車道の整備を推進すること。

ア 県内区間を含む東北道から東関東道までの4車線化について、令和4年度から順次開通させ、令和8年度までの全線開通に向けて、整備を進めること。

イ 利用者の利便性向上と併せ地域振興にも寄与する（仮称）坂東 P Aについて、本線の4車線化に合わせて供用するように、整備を進めること。

ウ 県で進めているＩＣアクセス道路について、圏央道の４車線化に併せて事業推進が図れるよう十分な予算を確保すること。

(3) 高速道路を補完する直轄国道などの整備を推進すること。

ア 常磐自動車道、北関東自動車道を補完する国道６号、５０号については、重要物流道路に指定されるとともに、災害時に緊急輸送路として県土の防災・減災に資する大変重要な道路であることから、事業中箇所整備推進及び国道６号小美玉道路（仮称）や桜川道路（日立市）などの未事業化区間の早期事業化を図ること。

イ 首都圏中央連絡自動車道のアクセス道路となる新４号国道については、企業立地による地域産業の活性化や大規模災害時における重要な路線であることから、主要交差点の立体化、全線６車線化に向け、整備を推進すること。

ウ 事業中であるスマートＩＣ（（仮称）つくばスマートＩＣ、（仮称）つくばみらいスマートＩＣ、（仮称）笠間ＰＡスマートＩＣ）については、高速道路の利便性向上、地域経済の活性化に資する重要な施設であることから、一日も早い完成に向けて、整備を推進すること。併せて、（仮称）千代田ＰＡスマートＩＣについて早期事業化を図るとともに、設置を検討中のスマートＩＣについて、順次準備段階調査箇所に採択すること。

2 これらの社会資本整備に必要な公共事業費予算を確保すること。

地方への人の流れを加速する都市鉄道ネットワークの強化について

＜提案・要望先＞ 国土交通省

＜提案・要望の内容＞

本格的な人口減少が進む中、我が国の経済発展をリードしてきた首都圏では、国際競争力強化に向けた空港アクセスの改善や訪日外国人への対応、さらにはポストコロナ時代にふさわしい、地方創生に資する都市鉄道ネットワークの構築が求められております。

このような中、平成 28 年 4 月に交通政策審議会答申で示された、令和 12 年頃を念頭に置いたつくばエクスプレスのあり方については、東京までの延伸に加え、都心部・臨海地域地下鉄構想との一体整備が明記されておりますほか、地元では、広域的な交流を一段と活発化させるとともに、本県発展の起爆剤になるとして、県内延伸についても大いに期待が高まってきているところであり、県においても令和 4 年度中を目途に延伸方面を決定するよう調査検討を開始したところです。

加えて、東京都心と本県県西・南部地域等とのアクセスを改善し、東京の都市機能のバックアップ等につながる道路・鉄道網を強化することが強く期待されております。

つきましては、下記の内容について特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 我が国のより一層の成長・発展の基盤を築く上で、世界的な科学技術拠点都市であるつくばと東京都心、さらには中部圏や関西圏等を密接に結ぶ都市鉄道ネットワークの構築が極めて重要であることから、交通政策審議会の答申を踏まえ、つくばエクスプレスの東京延伸の早期実現に向けて、特段の支援を行うこと。

また、地域生活圏間の連携や大都市の高次サービスへのアクセス、観光やビジネスでの往来、さらには地方創生の取組等を一層加速させる観点から、地域間を結び、利便性の向上に寄与する交通ネットワークの更なる充実やリダンダンシー（代替輸送機能）確保等につながる、県内延伸の実現に向けても特段の支援を行うこと。

- 2 東京 8 号線（地下鉄 8 号線）について、東京の都市機能のバックアップ等の観点から県及び地元市町とで、東京都心とのアクセス改善を検討している

ところであるが、その前提となる押上からの延伸の早期実現に特段の支援を行うこと。

気象庁地磁気観測所の移転について

<提案・要望先> 国土交通省、気象庁

<提案・要望の内容>

気象庁地磁気観測所については、東京での直流電車の開通に伴う観測業務への影響を考慮し、大正2年に、国の負担において、本県石岡市柿岡へ移転してきたところです。

気象庁地磁気観測所の半径 35 k m内は、鉄道の直流電化が制限されるため、本県の鉄道の大部分は、直流電化よりも費用がかかる交流電化（交直両用方式）での整備を余儀なくされております。

直流電化方式による運行ができないことで、昭和3年に水戸電気鉄道（水戸～長岡～奥谷～石岡）や筑波高速度電気鉄道（田端～流山～守谷～谷田部～大穂～北条～筑波山）の電化営業許可申請が地磁気観測に障害があるとして却下されたほか電化方式の違いが東京方面の鉄道との相互乗り入れの阻害要因になるなど、過去から現在に至るまで、本県の鉄道ネットワークの構築に大きな制約となっております。

つきましては、下記事項について特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 鉄道ネットワークの構築を図る上で制約となっている気象庁地磁気観測所を、国の責任において、早期に県外に移転すること。
- 2 将来にわたって、交流電化（交直両用方式）を導入することによる車両整備経費等のかかり増し分について、十分な補償を行うこと。

「地方創生回廊」の東日本大震災被災地域への拡大と、被災地復興に向けた高速鉄道の整備について

＜提案・要望先＞ 国土交通省

＜提案・要望の内容＞

国が進める「地方創生回廊」構想は、リニア中央新幹線等の幹線鉄道ネットワークや高速道路網などの高速交通ネットワークを活用し、北から南まで地方と地方を結び、全国を一つの経済圏に統合することで、人や産業を地方に呼び込み、新たな雇用を創出する、地方創生の礎となるものです。

特に、地方創生回廊のハブとなる東京と、名古屋及び大阪の三大都市圏を新たなルートで結ぶリニア中央新幹線は、それぞれの地域の特色ある発展を支え、我が国全体に活力をもたらすことが期待されているところです。

そこで、東日本大震災の被災地復興という観点から、「地方創生回廊」を太平洋沿岸の被災地域まで拡大するとともに、首都圏から太平洋沿岸地域を縦断する高速鉄道を整備することにより、リニア新幹線をはじめとする高速交通ネットワークがもたらす効果を、さらに広く行き渡らせ、首都圏と被災地、被災地と被災地とを結ぶ人の流れを拡大、創出することによって、被災地を復興し、地方創生につなげていくことが期待されるということです。

つきましては、下記の内容について特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

東日本大震災の被災地復興という観点から、「地方創生回廊」を太平洋沿岸の被災地域まで拡大するとともに、地域を縦断する高速鉄道の整備を促進すること。

我が国の国際競争力を牽引する港湾の整備について

<提案・要望先> 国土交通省

<提案・要望の内容>

港湾は、我が国の経済活動や国民生活を支え、国際競争力の強化や安全で豊かな暮らしの実現に欠かすことのできない極めて重要な社会基盤であります。

本県港湾の整備は、北関東自動車道や首都圏中央連絡自動車道などの道路網整備に伴い首都圏物流の合理的再編を促進し、東京湾岸地域への集中により生じる陸上・海上交通の混雑の緩和や、迅速で環境負荷の少ない物流の実現に有効であり、首都圏全体の経済発展においても重要な役割を担っております。

また、脱炭素化に向けた動きが世界的に加速化する中、次世代エネルギーの供給体制の創出や再生可能エネルギーの導入促進を図ることにより、産業立地の強化に繋がることを期待できます。

つきましては、国際競争力の強化のため、本県の港湾整備について、下記の事項を要望いたします。

記

1 茨城港常陸那珂港区の整備推進について

茨城港常陸那珂港区について、地域の基幹産業の競争力強化を図るため、中央ふ頭水深 12m岸壁（2バース目）の全面供用に向けて早期整備を図るとともに、港内静穏度を向上させ、荷役の効率化と船舶の安全な航行に資する防波堤の早期整備を図ること。

2 鹿島港の整備推進について

鹿島港について、鹿島臨海工業地帯の産業競争力の向上や洋上風力発電等の新産業の創出を図るため、岸壁や防波堤の早期整備により港湾機能の強化を図ること。

3 港湾関連予算の確保について

本県の港湾及び海岸整備に必要な港湾関連予算を確保すること。

4 カーボンニュートラルポートの形成に向けた支援について

産業競争力の強化や新産業の創出を図るため、カーボンニュートラルポートの形成に資する港湾機能の高度化及び民間企業のインフラ設備投資に対す

る財政支援を行うこと。

茨城空港について

＜提案・要望先＞ 国土交通省、財務省

＜提案・要望の内容＞

本県の陸・海・空の交通ネットワークの形成により国内外の交流人口の拡大を図るため、茨城空港の活用促進及び関連公共事業の整備推進に向けて、下記事項について要望いたします。

記

新型コロナウイルス感染症の影響の収束後を見据えた首都圏の航空需要の増大に対応するためには、東京国際空港、成田国際空港だけでなく、東京に近く低コストで発着可能な茨城空港を活用することが極めて有効である。また、2030年の訪日外国人旅行者数の政府目標が、6,000万人であることを踏まえ、茨城空港におけるゲートウェイ機能を強化し、首都圏空港として積極的な活用を図ること。

- 1 新規就航や増便に対する着陸料等を軽減する措置の 2023 年度以降の継続及び空港ごとの上限額の撤廃
- 2 国際線の運航再開に向けた水際対策の強化を図るための検疫など C I Q 体制の充実
- 3 空港運用時間の変更手続の簡素化
- 4 給油体制の確保のための施設・設備・人材育成に対する支援制度の創設

地方創生の推進について

＜提案・要望先＞ 内閣官房、内閣府

＜提案・要望の内容＞

地方において、人口減少・少子化の流れに歯止めをかけ、地方創生を推進するためには、幅広い分野での思い切った政策の展開が不可欠であり、そのためには国による継続的な財政支援や人的支援、大胆な規制改革の実現等が求められております。

国におきましては、令和2年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、情報、人材、財政の面から積極的に地方への支援に取り組むこととしております。

財政支援については、地域の実情に応じ資金を効果的に活用できるものとし、起業や企業支援による働く場の確保、観光や農林水産業の振興、地方への人材還流、少子化対策、女性の活躍促進など、地方創生・人口減少の克服のための幅広い事業等に活用できるよう必要な財源を確保すべきであります。

人的支援については、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員等を市町村長の補佐役として派遣する地方創生人材支援制度や民間のデジタル専門人材を地域課題を解決するために派遣するデジタル専門人材派遣制度が有効であることから、新たな人材ニーズに関する自治体からの要望についても積極的に対応すべきであります。

さらに、国家戦略特区における新たな地方創生特区の指定にあたっては、地方の創意工夫による地方創生の取組を推進するための制度として、地方からの提案を大いに採用すべきであります。

一方、地方創生を実現するためには、国が自ら果たすべき役割は極めて大きいものです。東京の一極集中の是正や地方における若者の定着などについては、長期的視点に立って、不退転の決意で取り組むべきであると考えます。

以上の状況を踏まえ、今後の地方創生施策の展開にあたり、下記の事項について要望いたします。

記

- 1 地方創生の取組はまだ道半ばであることから、地方創生の実現に向けて地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」及び地方創生推進交付金について十分な財源を確保すること。加えて、地方創生推進交付金については、交付対象外

経費をより限定的にするなど今後も交付金の運用の自由度を一層高めるとともに、移住支援金については、これまでもテレワーカーの対象化など、制度の拡充が図られてきたところであるが、対象者に係る要件を更に緩和するなど、地方においてより使い勝手のよいものとする。

また、地方創生拠点整備交付金については、令和3年度補正予算で460億円が確保され、複数年度にわたる施設整備事業のためには令和4年度当初予算で70億円が確保された。しかし、当初予算分については予算額が少なく、要件も厳しいことから、引き続き増額及び要件の緩和を行うこと。加えて、地方の施設整備事業の需要に対し、円滑かつ安定的にこたえるため、地域の実情を踏まえた弾力的な取扱いを行うこと。

- 2 地域経済を活性化し、地方創生を図っていくためには、地方の創意工夫や実情に応じた取組の障害となる規制を改革していく必要があることから、令和元年11月に本県が行った規制改革の提案を積極的に取り入れ、本県を国家戦略特区の新たな区域として指定すること。
- 3 政府関係機関の地方移転の実施にあたっては、「政府関係機関移転基本方針」に基づき進めることとされ、このうち、研究機関・研修機関等については、平成28年度に機関別の年次プランが作成されたところだが、つくばに集積した科学技術は、我が国全体の貴重な財産として断固堅持すべきであり、年次プランに基づく今後の取組にあたっては、本県における地方創生の実現を妨げ、我が国の科学技術力を低下させることがないようにすること。
- 4 若者をはじめとする地方への人の流れを促進し、流出を抑制するため、本県機能の地方移転の促進に向けた地方拠点強化税制の優遇措置を制度化するとともに、交通、医療、情報通信等の住環境の整備などを強力に支援すること。また、大学等の高等教育機関の地方移転を進めるとともに、大学等と自治体・企業・NPO等が連携して行う地域を志向する意識の醸成、就労支援、新たな雇用の創出などの取組を強力に支援すること。
- 5 デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた取組を行う地方公共団体を支援することを目的に、「デジタル田園都市国家構想推進交付金」が創設され、令和3年度補正予算において200億円が確保されたところであるが、単年度のみでの支援やデータ連携基盤の構築など要件が厳しいことから、地域の実情に応じたデジタル実装の取組が着実に実現できるよう、必要な予算を確保するとともに、複数年度に渡る支援や既存基盤の活用を認め

るなど、要件の緩和や弾力的な取扱いを行うこと。

地方分権改革の推進について

<提案・要望先> 内閣府、総務省

<提案・要望の内容>

真の分権型社会を構築していくためには、国は外交・防衛など国家としての存立に関するものや、基幹的なインフラ整備、最先端の研究開発、さらには食料や医療など、国家戦略が必要な役割に専念し、その他の内政に関しては、広く地方が担うことを基本とすべきであります。その際、地方公共団体が権限と責任を大幅に拡大することにより、住民に身近なところで政策や税金の使途の決定を行い、住民の意向を反映した行政運営を可能とするような行財政制度を構築する必要があります。

政府は、地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、国と地方の協議の場に関する法律や累次にわたる一括法を成立させるとともに、「提案募集方式」を導入するなど地方分権改革を進めております。

しかしながら、これまでの政府の取組は、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性・自立性を高めるという地方分権改革の見地からすれば、未だ不十分であると言わざるを得ません。今後、さらなる改革の実現に向け、強いリーダーシップのもと、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきであります。

我が国の景気は緩やかな回復基調にあるものの、住民生活を守り、地域の活性化を担う地方財政は、臨時財政対策債の累増や社会保障関係費等の増加など依然として厳しい状況にあることから、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠であります。

つきましては、真の分権型社会の構築に向け、下記事項についてその実現を強く要望いたします。

記

1 事務・権限の移譲については、これまで地方が強く求めてきたハローワークなどに係る事務・権限の移譲に更に積極的に取り組むとともに、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を確保できるようにすること。

義務付け・枠付けの見直しについては、地方の裁量を許さない「従うべき基準」について、廃止または「参酌すべき基準」へ移行するとともに、今後の見直しに当たっても、新たな「従うべき基準」の設定は原則行わないこと。

「提案募集方式」については、所管府省と十分に調整を行い、提案をできる限り実現すること。

2 地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、教育、地域経済活性化・雇用対策、防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。特に、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮できるよう総額を確保するとともに、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

また、引き続き増加する社会保障関係費や地域の活性化の取組など、地方の行政需要を的確に把握し、今後の地方財政計画に計上するとともに、持続可能な交付税制度の確立を図るため、地方財源不足の解消は、更なる地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応することとし、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。さらに、廃止までの間にあっては、臨時財政対策債発行可能額の算定において、過度な傾斜配分にならないようにするとともに、廃止までの工程を明らかにすること。

臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累積していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組（トップランナー方式）について、引き続き、条件不利地域等、地域の実情に配慮し、地方交付税の性格及び機能を踏まえ、国による政策誘導とならないようにすること。

なお、近年、地方の基金残高が増加していることから地方財政計画の歳出の適正化等を行うべきとの議論がある。地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限も限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出削減や基金取崩し等により対応せざるを得ない。

したがって、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は適切ではなく、基金残高の状況を理由とした地方財源の削減は行わないこと。

3 消費税及び地方消費税の引上げが、令和元年 10 月に行われたが、増収分は全て社会保障の充実・安定化に向けるという原則をはじめ、地方が社会保障分野において担っている役割等を十分に踏まえ、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。

また、10%への引上げに伴い社会保障を全世代型のものとする事等の「新しい経済政策パッケージ」に係る施策を実施する際には、地方行財政に

係るものについて、地方と十分に協議をするとともに、地方において必要となる安定財源を国の責任においてしっかり確保すること。特に、幼児教育及び高等教育の無償化に係る令和2年度以降の地方負担については、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確保すること。

なお、10%への引上げに伴う軽減税率制度の導入によって生じる減収分については、地方の社会保障財源に影響を与えないよう、代替税財源を確実に措置すること。また、社会保障制度改革の推進に当たっては、「国と地方の協議の場」などにおいて地方と真摯な議論を行い、地方の意見を十分に反映させること。

併せて、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図るため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。

- 4 令和元年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたが、その趣旨や目的について広く国民の理解が得られるよう、より一層の丁寧な説明に努めること。

また、市町村が主体となった森林整備等が円滑に進むよう、国において必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な実施運用に向けた取組を進めること。

- 5 平成28年度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げを行う場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えないよう地方税財源を確保すること。

なお、令和4年度与党税制改正大綱において、外形標準課税の適用対象法人のあり方について、地域経済・企業経営への影響も踏まえて検討を行うこととされたが、その検討にあたっては、中小法人への負担に配慮し慎重に進めること。

- 6 法人事業税の分割基準の見直しにあたっては、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、製造業において、事業活動の大きさを反映する指標として物的要素である有形固定資産等（土地を除く）をベースにしたものを導入す

るなど、より客観性のある指標とすることを基本とすること。

また、太陽光発電施設について、建設時や発電時において立地する都道府県から行政サービスを受しているものであるから、本県内に人員を有する事務所等を置いていない場合においても分割基準の適用対象に加えること。

7 償却資産に係る固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目し、税負担を求めるものであり、市町村が必要な行政サービスを行うための重要な財源であることから、引き続き安定的確保を図ること。

8 ゴルフ場利用税については、令和4年度税制改正において、地方の意見を踏まえ、現行制度が堅持されたが、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとって貴重な財源となっていることを踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

9 令和4年度与党税制改正大綱において、自動車関係諸税について、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動車を取り巻く環境変化の動向等を踏まえつつ、財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について検討を行うとされたが、検討に当たっては、道路の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること等を考慮し、地方の安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう十分な配慮を行うこと。

10 国庫補助負担金改革は、地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、本格的な税源移譲に向けた議論を後退させないこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続きの簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、事業の着実な実施のために必要な予算の確保を行うこと。

11 直轄事業負担金については、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方公共団体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲とあわせ、必要な改革を速やかにかつ確実に進めること。

その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向

けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

また、建設国債等の償還については、見合資産の平均的な効用発揮期間が概ね 60 年であることから、この期間内に現金償還を終了するという考え方が採用されている。これに鑑み、霞ヶ浦導水事業をはじめとする直轄事業の地方負担の財源に充てられる地方債についても、単年度の財政負担をさらに平準化するため、財務省令で示されている耐用年数等を踏まえ、30 年を超える償還期間での借入が可能となるよう基準の改正を行うこと。

12 地方交付税の算定においては、景気の変動期は、前年度の実績を基礎とした交付税算定額と実収入額との乖離が生じやすく、その結果が地方団体の財政運営に与える影響を考慮して、精算制度及び減収補填債制度が法人関係税等の一部の税目について設けられているが、地方消費税等については設けられていない。特に、地方消費税については、令和元年 10 月に税率が引き上げられたことにより、本県税収に占める割合が高くなっており、これまで以上に大きな乖離が発生する可能性が懸念される。

感染症などによりこれまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが考えられることから、経済の著しい悪化やそれに伴う地方の税財源の大幅な減少が生じる状況においては、地方消費税等についても減収補填債の対象とするなど、安定的な財政措置の仕組みを検討すること。